

## 平成25年第3回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成25年9月25日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年9月25日（水） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成25年9月25日（水） 午後 8時21分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	泉政栄
2番	木村一	7番	敦澤良子
3番	山田顯	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 2番 木村一 7番 敦澤良子

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	大野樹
産業振興課長	藤谷亘
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	大館光晴
教育次長	村上芳二
給食センター長	（村上芳二）
高校事務長	松崎輝幸
スポーツセンター長	上村政美

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事担当係長	野戸英二

平成25年第3回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

平成25年9月25日(水) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 2番、木村 一君、7番、敦澤良子君
第2	委員会報告 第1号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第3		会期の決定について
第4		議長の諸報告
第5		町長の行政報告
第6	委員会報告 第2号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第7		追跡質問
第8	議案第1号	平成25年度知内町一般会計補正予算(第5号)について
第9	議案第2号	平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について
第10	議案第3号	平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)につい て
第11	議案第4号	平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について
第12	議案第5号	平成25年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について
第13	報告第1号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第14	報告第2号	株式会社スリーエスの業務報告について
第15	議案第6号	平成24年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第16	議案第7号	平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について
第17	議案第8号	平成24年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
第18	議案第9号	平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出 決算認定について
第19	議案第10号	平成24年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第20	議案第11号	平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて
第21	議案第12号	平成24年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につ いて
第22		一般質問(ナイター議会)
第23	議案第13号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第24	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について

---

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長（伊藤政博）

皆さん、おはようございます。

平成25年第3回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本定例会では、ナイター議会を予定しております。一般質問を行う予定であります  
が、今回7問の質問が用意されております。町長はじめ職員の皆様には、多分、9時  
過ぎまでの長丁場となることと思っておりますので、よろしくお願い致します。

本日の欠席はありません。只今の出席議員数は10人です。

定足数に達していますので、平成25年第3回知内町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、木村一君及  
び7番、敦澤良子君を指名します。

---

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について  
(委員長報告)

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る9月19日に開催されており、委員長からその内容につ  
いて報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 議会運営委員会委員長（敦澤良子）

おはようございます。

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成25年知内町議会第3回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成25年9月25日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。平成25年知内町議会第3回定例会開催にあたり、本委員  
会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営するこ  
とに決定したので、会議規則第73条の規定により報告する。

平成25年9月25日提出。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 会議開催状況。開催日、9月19日。出席委員、敦澤・木村・西山・谷口

- ・森永。欠席委員はなし。説明員もなし。事務局、村上・野戸。
- 2. 会期について。今定例会の会期は、9月25日から30日までの6日間としたい。
- 3. 議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。
- 4. 付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告3件、議案13件、報告2件、諮問1件、意見書案4件、議長発議1件である。
- 5. 一般質問について。一般質問通告者は、別紙のとおり5名で7件である。なお、一般質問については、本日ナイター議会を開催して行うこととしたい。
- 6. 意見書案について。提出案件は、別紙のとおり4件である。
- 7. 決算審査特別委員会の設置について。議案第6号から議案第12号までの7議案は、いずれも決算認定議案であるので、一括議題とし、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた全員による「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。
- 8. 議長の諸報告及び説明委員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告あったとおり進めて参ります。

---

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から9月30日までの6日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの6日間に決定しました。

なお、只今、委員長報告のとおり、ナイター議会を本日午後6時30分から開会致しますので、ご承知おきください。

---

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成25年第2回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。これで、議長の諸報告を終わります。

---

## ● 町長の行政報告

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

### ◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。

平成25年第3回知内町議会定例会を開会するにあたり、行政報告を申し上げます。

第2回定例会以降、今議会までの町行政の主要な事項について別紙によりご報告を申し上げます。

まず、第1点目でございます。平成26年度予算編成並びに施策にかかる渡島総合開発期成会提案要望活動についてであります。6月の26日に札幌市、北海道開発機構、北海道庁、8月の29日に東京都国土交通省ほか渡島総合開発期成会の要望活動を実施したところであります。要望内容については、資料1として配付をさせていただきましたので、お目通しをいただければと思います。

第2点目は、知内町懸案事項にかかる単独要望活動についてであります。知内町懸案事項にかかる単独要望活動を伊藤議長、森永副議長、谷口総務文教常任委員長、西山経済民生常任委員長に同行していただいで実施をさせていただきました。7月の10日に札幌市、北海道庁ほか。それから、7月の16日に函館市において要望活動をさせていただきました。内容については、資料2として配付をさせていただいておりますので、お目通しをいただければと思います。

次に第3点目であります。北海道治水砂防海岸事業促進同盟道路整備促進協会ほか道路関係団体合同での平成26年度国予算施策にかかる中央要請活動に参加をさせていただきました。要望日は、8月1日、太田国土交通大臣ほか要望をさせていただいたところであります。その内容については、資料3として添付をさせていただきました。

次に第4点目は、大雨に伴う小谷石地区への避難勧告命令についてであります。去る8月23日の大雨により、小谷石地区で一部土砂崩れが発生し、また、午後5時までの総雨量が176ミリに達し、土砂災害の危険性が高まったことから、午後6時30分小谷石地区82世帯154名に対して避難勧告を発令したところであります。その後、大雨警報も解除となったため、午後11時に避難勧告を解除させていただいたところであります。

次に第5点目は、知内駅の廃止についてであります。平成2年7月1日に開業したJR津軽海峡線、知内駅については、本年8月28日付けで北海道旅客鉄道株式会社函館支社長から北海道新幹線開業に伴い、平成26年3月ダイヤ改正時に営業廃止等をしたいという旨の申し出があったところであります。そのことから、9月3日付けで廃止を承諾する旨の回答をさせていただきました。これを受けて、北海道旅客鉄道株式会社は、鉄道事業法に基づき、北海道運輸局に届出、知内駅が廃止となる旨、9月13日に正式発表となったところであります。

次に第6点目であります。定住自立権構想についてであります。人口が5万人程度以上など一定の条件を満たす中心市と周辺市町村が一对一の定住自立権形成協定を締

結して、連携、そして、役割分担をしながら生活機能を整備し、圏域全体の活性化を図ることを目的に平成20年から総務省が定住自立権構想を推進しているところであり、道内では、これまで小樽市など、9市が中心市を宣言し、周辺市町村と連携した取組を推進しているところでもあります。現在、渡島・檜山の全市町村が参加し、函館市を中心として、1つとして、生活機能の強化、これについては、ドクターヘリの運航や広域観光対策等が含まれているものであります。2つ目として、結びつきやネットワークの強化、これは北海道新幹線開業に対応した交通ネットワークの形成等であり、3つ目として、圏域マネジメント能力の強化ということで、職員合同研修体制の構築等の3分野での連携に向け、今、定住自立権の形成を協議中であり、今後の予定でありますけれども、9月の26日の函館市議会最終日に函館市が中心市を宣言することになっているところでもあります。そのことを踏まえて、町としましても12月の第4回定例会で全ての町村でありますけれども、12月定例会で定住自立権の議決条例を提案する運びとなっております。来年3月の第1回定例会で定住自立権形成協定を函館市と締結することと今、なっているところでもありますので、ご理解をいただければと思います。

次に7点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成25年第4回臨時会議会が7月4日に開催され、承認第1号、専決処分した事件の承認について、議案第1号、福島消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車購入契約の締結について、議案第2号、平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）については、原案どおり可決されたところでもあります。一般会計の補正の主な内容でありますけれども、松前消防施設費に消防ポンプ自動車購入費2,846万3千円を追加したところでもあります。また、8月1日に第5回の臨時会が開催され、議案第1号として松前消防署消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決されたところでもあります。また、9月2日に第2回の定例議会が開催され、認定第1号、平成24年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、議案第1号の渡島西部広域事務組合石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例の制定について、議案第2号、平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）については、提案どおり可決されたところでもあります。一般会計の補正の内容でありますけれども、知内町衛生負担金456万9千円の増、消防負担金20万9千円の減であります。この衛生負担金の増については、火災3件によるごみの処分量が増えたことによる負担金の増額となったところでもあります。

次に第8点目は、大雨による林地災害についてであります。8月の23日の大雨により、小谷石上の沢地区の治山施設で災害が発生し、長さ15m、幅5mにわたり山腹が崩壊致しました。これにより付近の物置に土砂がかぶるなどの被害が発生したところでもあります。復旧に向けて北海道が翌日から応急工事を実施して、既に完了しており、今後、事業査定後、今年度中に北海道が災害復旧工事を実施する予定となっております。なお、復旧額については、今の段階でありますけれども、1千万円の見込みをしているところでもあります。また、8月31日から9月1日の大雨によりまして、同じく小谷石の中ノ沢地区の治山施設で災害が発生し、長さ20m、幅20mにわたって山腹が崩壊しました。これによる人家等への直接の被害は幸いにしてありませんでした。復旧に向けて北海道が翌日から応急工事を実施し、既に完了、今後同じく事業査定後に平成26年度中に災害復旧工事を実施する予定となっております。なお、この箇所についての復旧額については、今の時点で3千万円程度を見込んでいます。

ろであります。以上、8点について、報告をさせていただきました。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告は終わりました。

---

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について  
（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査を議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、谷口康之君。

◎ 総務文教常任委員会委員長（谷口康之）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

平成25年度における総務文教常任委員会の所管事務調査にかかる結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年9月25日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

平成25年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので、会議規則第73条の規定により報告する。

平成25年9月25日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、谷口康之。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成25年8月22日（木）（1日間）

2、調査委員、委員長、谷口康之、副委員長、吉田峰一、委員、泉 政栄、松井盛泰、山田 顯

3、説明員、網野副町長、手塚総務企画課長、小嶋建築係長兼管財係長

4、事務局員、村上事務局長、野戸係長

5、調査事項、（1）小谷石町内会館の追跡調査について（2）行政評価について

6、調査意見

（1）小谷石町内会館の追跡調査について

2月の調査した時点において1階集会場天井部分の梁のたわみや2階和室の戸が閉まりにくくなっていた状況において、今回の原因は、積雪が当町の雪の基準（90cm）を超え、おおよそ1mくらいとなり、さらに長期の堆雪と暖気により融解凍結で雪がしまり比重が大きくなり想定以上の荷重がかかったものと推測され、それにより1階集会場天井部分の梁にたわみや2階和室の戸が閉まりにくくなっていた状況が起きたものと考えられる。

今回の調査時点では、現状が復帰され建物自体に損傷は、認められないことから影響はないものと推察されるが、今後の対応として町内会と町が十分協議し屋根に過大な荷重がかからないように早めに屋根の除雪を行うなど管理の徹底にあたってほしい。

## (2) 行政評価について

各自治体では、限られた行政資源（人・物・金など）で多様化する住民のニーズに効率よく有効に対応することが求められている。

これらの要求を実現する手段として、行政評価があり、これを行うことによって予算の査定や組織の見直し、人員の配置などさまざまな形で活用出来る。

今、進めようとしていることには非常に意義を感じるが、ただ、事業の評価について表現のしかたをAが8割以上、Bが5割以上というように一つの言葉だけで全部を表現するのは無理であり、成果目標に対してどのくらいできたかというのが判定基準となることから、事業目的達成度の評価の方法をより具体的に町民にも分かりやすいような表現方法の検討を望むものである。

また、将来に向けて情報公開の精神に基づき町民も含めた行政評価のシステムの構築についても検討されたい。

さらに、町長の行政執行方針にもあるとおり、今年度、行財政改革大綱を策定することになっており、策定にあたっては行政評価の前提となることからきちんと評価できる体制を整えていくことが肝要であると思われる。

### ◎ 議長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

なお、只今報告がありました、同委員会の報告内容については、理事者において、これを行政に十分反映されるよう議長からも要望します。

---

## ● 追跡質問

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、『追跡質問』を行います。

順番に発言を許します。質問ありませんか。

3番、山田君。

### ◎ 3番（山田 顯）

追跡質問をお願いします。私が第2回定例議会において質問した、「町内会館のイスの整備について」その後、いずれかの町内会から要請があったのかどうか、お伺い致します。

2点目は、「海洋発電と観光で町の活性化を」ということの質問でしたが、町長の答弁の中で、内閣官房総合海洋政策本部が海洋再生可能エネルギーの実証フィールドの公募をしているので、これに手を挙げたいと言っておりました。漁業者や町民の皆さんとどんな形でクリアできるか2月の第一次募集までに調整したい旨のことだったと思うのだが、今もまだ時期的には余裕がありますが、その後の経緯はどうなっているのか、お伺いします。

### ◎ 議長（伊藤政博）

只今、山田議員より追跡質問がありましたが、今、2問の内容についての質問でありました。一般質問は、今、一問一答方式を取っておりますので、これについても、一問一答方式で答弁、質問をお願いしたいと思いますので、まず、町内会館のイスの整備についての答弁を求めます。

町長。



◎ 町 長（大野幸孝）

今、3番議員からのご指摘でありますけれども、第2回6月定例会で全ての町内会にイスの整備をという一般質問を受けました。そのときの私の答弁でありますけれども、現在の整備状況、これは資料として添付をさせていただきました。それで、私は必要があれば整備したいという答弁をさせていただきましたので、今、状況でありますけれども、平成26年度新年度予算を作成にあたって、各町内会から町内会要望を取りまとめているところであります。これから取りまとめようとしておりますので、その段階でもイスと机について、要望があるのかどうか、確認をさせていただいて、その必要がありと認めた場合については、予算を計上させていただければと思っております。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

山田議員、この部分よろしいですか。

それでは、2番目の海洋発電についての答弁を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

小谷石地区の潮流発電についてということのご質問でありますけれども、先般の定例会のときに今、ご指摘のとおり、内閣官房総合海洋政策本部が実証フィールドを公募しているということでご指摘がありまして、私は前向きに応募したいという話をさせていただきました。そんなことから、今、いろいろとうちらが持っている資料等も北海道と協議をさせていただいたところであります。そんなことから、今の状況を申し上げますと、応募は基本的に北海道が行うものであることから、町の意向を受けて、北海道が判断をするという形でありますので、これは、先般お話をさせていただいたとおりであります。ただし、今回、その内容について、応募に当たって、複数の企業が手を挙げてくれるということが前提となるということがあります。それで、北海道がいろいろと国に対して要望をするにあたって、全国の企業を調べた結果、今、日本全国の中で、2業者しか手を挙げれないという状況に今、なっています。そんなことから、いろいろと企業と北海道の担当が協議をしたということを経た8月の23日に道庁の職員が来庁して、その調査結果の説明を受けたところであります。結論から申しますと、潮流発電に取り組んでいる民間企業、先ほど言いました2社しかないため、北海道として応募するのは、現段階で難しい状況であるという説明を受けたところであります。ですから、私は前回のときに、前向きにという話をしましたがけれども、基本的には北海道が国に上げるのにいろいろと今、精査した結果、そんな今、状況になっていて、北海道からの応募については、今、厳しい状況だという説明を受けました。そんなことから、然らば、町の方の今後の対応ということになろうかと思っておりますので、うちの取り組みとして、民間企業以外に大学等の試験、研究機関の海域利用の見込みがないのか、更には、実証フィールドの応募ではなく、実用発電の受け入れができないかの2点で、現在、対応を検討中でありますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。それで、ある程度、その話が進展して、方向性が見えましたら、再度、報告を議会の皆様方に報告を申し上げたい。ただし、今の現時点では、北海道がそういう判断、応募するには、面倒であるという判断をされているということで、ご理解をいただければと思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、山田君。

◎ 3 番 (山田 顯)

そんな状況であれば、よく分かりましたが、しかし、行政としてもですね、今後一つ、引き続いて努力するようお願いしたいなど要望して終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに追跡質問ありませんか。

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

---

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

議員の皆様には大変、お忙しい中、平成25年第3回知内町議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。今議会で上程しておりますのは、議案13件、報告2件、諮問1件であります。議案第1号は、平成25年度知内町一般会計補正予算(第5号)で、歳入歳出に9,954万7千円の追加補正であります。主な内容につきましては、平成24年度決算に伴い、財政調整基金積立金に3,310万1千円の追加、木質バイオマスボイラー施設等実施設計業務委託料に960万円の追加、第1町民プール解体工事費1,720万円の追加などあります。議案第2号から議案第4号は、知内町国民健康保険事業特別会計、知内町介護保険特別会計、知内町後期高齢者医療特別会計の平成25年度補正予算であります。補正の予算の主な内容につきましては、いずれも平成24年度決算に伴い、3会計合わせて3,452万円の追加補正をするものであります。議案第6号は、平成24年度知内町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。議案第7号から第11号までは、知内町国民健康保険事業、知内町公共下水道事業、知内町農業集落排水施設整備事業、知内町介護保険、知内町後期高齢者医療の5特別会計の平成24年度の歳入歳出決算認定についての議案であります。議案第12号は、平成24年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。議案第13号は、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加わったことに伴い、同規約を変更するものであります。また、報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告、第2号、株式会社スリーエスの業務報告の報告2件についての上程をさせていただきます。更に諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであり、人権擁護委員2名が本年12月の31日で任期満了となることから、候補者の推薦についての諮問であります。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。よろしくお願い致します。

---

● 議案第1号 平成25年度知内町一般会計補正予算(第5号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第8、議案第1号『平成25年度知内町一般会計補正予算（第5号）について』を議題と致します。

本案について、提案者の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、平成25年度知内町一般会計補正予算（第5号）について。

平成25年度知内町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,954万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,330万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正であります。地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

説明は恒例によりまして、歳出より行いますので、20ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に1,989万円を追加し、2億117万7千円とするものであります。内容につきましては、4節共済費で、平成22年から24年度までの3カ年清算において、退職手当組合負担金に不足が生じたことから、清算納付金として1,989万円を追加するものであります。

次のページをお開き願います。3目財産管理費に960万円を追加し、2億5,665万8千円とするものです。内容につきましては、13節委託料で、木質バイオマスボイラー施設等実施設計業務委託料として960万円を追加するもので、詳細につきましては、資料で説明をさせていただきたいと思っておりますので、予算説明資料見出しナンバー1、総務企画課関係の1ページをお開きいただきたいと思っております。資料の1ページに実施設計事業費調べということで、表を記載してございます。今回の実施設計委託は、右端の説明欄に記載しておりますが、バイオマスボイラー庁舎暖房配管等改修、木質資源貯蔵施設建設にかかる分であります。財源につきましては、地域の元気臨時交付金と過疎債を予定しておりますが、現在、道補助金も申請中でありまして、それが決定になった場合については、後日、財源の変更を予定しておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に議案の22ページをお開きいただきたいと思っております。議案の22ページ、4目財政調整基金費3,310万1千円を追加し、4,006万7千円とするものであります。内容につきましては、25節積立金で24年度一般会計繰越金が確定したことから、財政調整基金積立金として3,310万1千円を追加するものであります。

次のページです。6目企画総務費150万円を追加し、1,241万4千円とするものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で知内町ふるさと創生事業補助金として150万円を追加するものであります。これについては、新特産品開発支援新規企業等支援補助金として補助対象事業を拡充するものであり、詳細につきましては、総務企画課資料2ページをご参照いただきたいと思っております。

次のページです。9目交通安全対策費に9万円を追加し、440万1千円とするものです。内容につきましては、11節需用費で交通安全車の冬用タイヤ購入費として9万円を追加するものであります。

次のページです。12目自治振興費に420万円を追加し、3,075万5千円と

するものであります。内容につきましては、小谷石医師住宅のお試し暮らし用住宅の改修事業費として15節工事請負費で380万円、18節備品購入費で40万円をそれぞれ追加するものです。なお、事業の概要につきましては、総務企画課資料5ページをご参照いただきたいと思います。

次のページです。15目諸費に70万円を追加し、120万円とするものです。内容につきましては、23節償還金利息及び割引料で法人町民税の還付金として70万円を追加するものです。

次のページをお開きいただきたいと思います。2項徴税費、2目賦課徴収費に10万9千円を追加し、947万2千円とするものです。内容につきましては、9節旅費で次年度より滞納整理システムの導入を検討していることから、それにかかる調査事務旅費として10万9千円の追加でございます。

次のページです。3項1目戸籍住民登録費に補正額はございませんが、節の振替でございます。13節委託料で住民基本台帳ネットワーク機器更新委託料から65万7千円を減額し、14節使用料及び賃借料に同ネットワークシステム共同利用料として同額を追加するものであります。これにつきましては、札幌のデータシステムを共同利用することになったことから、その利用料として5カ月分を振り替えて計上したものでございます。

次に37ページをお開きいただきたいと思います。37ページ、9款1項1目の消防費から20万9千円を減額し、2億2,252万4千円とするものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金20万9千円の減額で要因につきましては、消防団費の減によるものであります。

次のページです。2目災害対策費に312万9千円を追加し、971万2千円とするものであります。内容につきましては、3節職員手当で去る8月23日の大雨による小谷石地区避難勧告に伴う職員の時間外手当として38万円の追加、7節賃金、16節原材料費では、避難路標識等設置経費として賃金に61万円、原材料費に203万円をそれぞれ追加し、11節需用費で防災行政無線の無停電電源装置の修理費10万9千円を追加するものであります。なお、避難路標識につきましては、総務企画課資料6ページをお開きいただきたいと思います。説明資料、総務企画課の6ページです。ここに津波避難路標識の図案ということで掲載をしております。津波避難路標識につきましては、津波の際、津波避難場所へ誘導するために国道等道路入口に設置するもので、上段に載っております2つのタイプにつきましては、支柱のポールに設置するタイプで、幅が450×650、下段の図柄につきましては、電柱へ巻き付けるタイプで、サイズは330×450を予定しております。また、設置箇所につきましては、右側の表に記載しておりますが、避難路が44箇所、それから、前浜・はまなす地区の町道への海拔標識については6箇所、それと、新たに指定をしました避難場所への標識については、15箇所ということで予定をしております。以上で総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。この後、各担当課長よりご説明を致しますのでよろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長 (大野 樹)

それでは、29ページをお開きください。生活福祉課関係を説明致します。

3款民生費、1項社会福祉費、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に127

万円を追加し、1億794万8千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で、障がい者地域生活支援事業補助金として10万円の追加であります。これにつきましては、障がいを持っている方が車を購入するため改修費の上限として10万円を補助するものであります。

次に23節償還金利子及び割引料として平成24年度障がい者医療費等国庫負担金及び道費負担金に返還金が生じたことから117万円を追加するものであります。

次に30ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に27万2千円を追加し、2,282万4千円とするものであります。12節役務費に養育医療給付事務手数料として1千円の追加。20節扶助費として養育医療費として27万1千円の追加であります。これにつきましては、未熟児の医療費1名分を計上しているものであります。

次に31ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に1千円を追加し、3,144万4千円とするものであります。23節償還金利子及び割引料に平成24年度健康増進事業補助金返還金として1千円を追加するものであります。

次に2項1目清掃費に456万9千円を追加し、1億6,485万1千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金で456万9千円の追加であります。これにつきましては、塵芥処理費及び最終処分場処理費の追加が主なものであります。平成24年度収集実績による負担率の変更に伴うもので、収集量の増につきましては、火災3件のごみ処理によるものであります。以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に産業振興課長。

#### ◎ 産業振興課長 (藤谷 亘)

続いて、産業振興課関係の補正についてご説明致します。

33ページです。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に15万5千円を追加し、407万7千円とするものです。内容については、9節旅費に15万円を追加するものであり、全国農業委員会会長代表者集会への出席及び事務局長研修会旅費の追加であります。

次に3目農業振興費に74万1千円を追加し、1億1,807万4千円とするものです。内容については、19節負担金補助及び交付金に施設園芸拡大事業助成として71万円を追加するものです。事業内容は、新規就農者が1名、ニラハウス6棟を導入するものであり、事業費は307万3千円、助成額は74万1千円、町の補助率は20パーセント以内となっております。なお、詳細につきましては、予算説明資料見出しナンバー3、産業振興課関係資料の1ページをご参照願います。

次に2目林業費、2項林業費、2目林業振興費に16万円を追加して、3,138万円にするものであります。また、補正額の財源内訳につきましては、当初予算で林道改良工事の財源を一般財源で組んでおりましたが、この度、地域づくり総合交付金事業で、道補助の事業採択がされたことから、一般財源の70万円を道支出金へ組み替えし、一般財源を差引54万円減額するものであります。内容については、12節役務費に土地収用法に基づく事業認定申請収入印紙料として16万9千円を追加するものであります。これは第2回定例会で補正しました木質資源貯蔵施設の用地買収にかかる用地測量が終了し、用地が確定したことから事業認定を申請するものであります。

次に7款商工費、1項商工費、2目商工振興費に17万1千円を追加して、1,8

12万3千円とするものであります。内容については、19節負担金補助及び交付金に津軽海峡ブランド博出展助成として17万1千円を追加するものであります。助成の内容につきましては、平成27年に北海道新幹線の開通が予定される中、青森・函館の青函地域が経済・文化・観光の分野で相互交流に努め、その連携による相乗効果により、津軽海峡ブランドの開発と特産物の販売拡大を促進するため、津軽海峡ブランド博を11月22日から24日までの3日間、青森産業会館を会場に開催されます。この度、同ブランド博を主催する津軽海峡ブランド博実行委員会から当町も後援の要請を受けて、青森東西地域の1市4町村と道南の2市4町の各市町村が後援となり、また、各商工会が協力し開催をするものであります。これに出展要請を受けた知内商工会が町特産物のPRと販路拡大を促進するため、商工会会員に出展を募り、同博に出展協賛をするものであります。知内商工会から出展事業を円滑に推進するため、出展に要する経費の一部として要請があったことから、事業主体の知内商工会が4分の1の負担、また、出展事業所が4分の1を負担して、町の助成は、経費の2分の1以内とするものであります。以上で産業振興課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に教育委員会次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

39ページをお開き願います。教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に58万円を追加し、1億2,305万3千円とするものでございます。内容につきましては、11節需用費に6月の第2回定例会におきまして議決をいただきました、子どものいじめ防止に関する条例の制定に伴い、町民全世帯周知を図るためのパンフレット印刷代として58万円を追加するものでございます。

次に40ページ、4項高等学校費、1目学校管理費に21万6千円を追加し、2億4,266万2千円とするものでございます。内容につきましては、新任教員の研修にかかる研修旅費に不足が見込まれることから9節旅費に21万6千円を追加するものでございます。

次に41ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費に175万円を追加し、1,114万円とするものでございます。内容につきましては、11節・12節であります。実は平成12年に西暦2000年を記念して実施をしました、スクールステージフェスタ in 2000の事業において、小学校1年生から高校3年生までを対象に、当時の小学校1年生の児童が成人に達する年に開封する予定で、公民館の前庭に埋設したタイムカプセルの開封事業に伴いまして、11節需用費の印刷費に10万円の追加と12節役務費の通信費に15万円を追加するものでございます。また、19節負担金補助及び交付金では、文化・スポーツ振興事業の助成に不足が見込まれることから150万円を追加するものでございます。この助成の150万円の追加の主なものにつきましては、来月の10月24日から3日間の日程で、釧路市で開催予定の全国高等学校文化連盟主催の吹奏楽の全道大会に知内高等学校吹奏楽部が出場するための経費でございます。なお、補正の財源の150万円については、教育振興基金を繰り入れする予定でございます。

次に42ページ、7項保健体育費、2目町民プール及び子供交流センター建設事業費に1,755万2千円を追加し、4,055万2千円とするものでございます。内

容につきましては、12節役務費にプールの建設工事にかかる確認申請手数料等に35万円の追加と15節工事請負費では、現在のプールの解体工事に1,720万円を追加するものでございます。なお、補正財源の1,755万2千円の内訳でございますが、120万円につきましては、歳入で財産売払収入で見えておりますけれども、プールの解体に伴いまして発生する鉄のスクラップ料、これを120万円売却代として見込んでおります。それから、残りの1,635万2千円を公共施設等整備基金繰入金を予定してございます。なお、解体にかかる工事平面等につきましては、予算説明資料の見出し4、教育委員会の1ページをご参照いただければと思っております。以上で教育費の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、引き続き、歳入並びに地方債の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

5ページをお開き願います。歳入です。

9款1項1目地方交付税から754万1千円を減額し、19万7,852万1千円とするものです。内容につきましては、今回の歳出補正にかかる財源調整として754万1千円を減額するものであります。

次のページです。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に10万8千円を追加し、1億1,374万1千円とするものです。内容につきましては、養育医療費の追加に伴う、母子保健衛生費負担金として10万8千円の追加であります。

次のページです。2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に5万円を追加し、92万5千円とするものです。内容につきましては、障がい者地域生活支援事業の追加に伴い、障がい者等福祉費国庫補助金5万円の追加であります。

次のページです。4目総務費国庫補助金に660万円を追加し、1,060万円とするものであります。内容につきましては、木質バイオマスボイラー施設等実施設計委託に地域の元気臨時交付金660万円を追加するものであります。

次のページです。14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に5万4千円を追加し、7,762万4千円とするものです。内容につきましては、母子保健養育医療費の追加に伴う、母子保健衛生費道負担金の追加であります。

次のページです。2項道補助金、1目総務費道補助金に160万円を追加し、165万円とするものであります。内容につきましては、地域づくり総合交付金事業小谷石医師住宅お試し暮らし住宅改修事業への160万円の追加であります。

次のページです。2目民生費道補助金に2万5千円を追加し、1,406万2千円とするものです。内容につきましては、障がい者地域生活支援事業の追加に伴い、障がい者等福祉費道補助金としての追加であります。

3目農林水産業費道補助金に70万円を追加し、7,995万3千円とするものです。内容は、地域づくり総合交付金事業林道改良工事への70万円の追加であります。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目財産売払収入に120万円を追加し、1,220万円とするものです。内容は第1町民プール解体に伴う鉄骨の物品売払収入として120万円を追加するものであります。

次に17款繰入金、1項特別別会計繰入金、1目特別会計繰入金に459万7千円を追加し、532万円とするものであります。内容につきましては、それぞれの会計

の決算により介護保険特別会計で411万7千円、後期高齢者医療特別会計で48万円をそれぞれ追加するものであります。

次に2項基金繰入金、1目積立金繰入金に1,935万2千円を追加し、1億1294万7千円とするものであります。内容につきまして、教育振興基金繰入金で、文化・スポーツ振興事業分として150万円、ふるさと創生事業基金繰入金で新特産品開発支援新規企業等支援補助金として150万円、公共施設等整備基金繰入では、第1町民プール解体工事に1,635万2千円をそれぞれ追加するものであります。

次に18款1項1目繰越金に6,620万1千円を追加し、7,620万1千円とするものです。内容につきましては、決算により前年度繰越金6,620万1千円を追加するものであります。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入に5万3千円を追加し、2,622万5千円とするものであります。内容は、養育医療費の追加に伴う、自己負担分として5万3千円の追加であります。

20款1項町債、1目臨時財政対策債に354万8千円を追加し、1億5,854万8千円とするものであります。内容は、額の確定に伴い追加するものであります。

11目総務債に300万円を追加し、2億1,960万円とするものであります。内容は、木質バイオマスボイラー施設等実施設計委託として300万円の追加であります。

次に3ページをお開きいただきたいと思えます。地方債の補正であります。内容は庁舎暖房改修事業債として300万円の追加です。なお、起債の方法・利率・償還の方法については、記載のとおりとなっておりますので、よろしくお願い致します。

次のページです。地方債の変更であります。内容は臨時財政対策債の限度額を1億5,854万8千円に変更するものであり、起債の方法・利率・償還の方法については、変更ございません。以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

議案第1号の説明が終わりました。これで暫時休憩致します。

再開は、10時40分と致します。

（ 休憩 午前10時27分 ）

（ 再開 午前10時44分 ）

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を続けます。

議案第1号の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、2款総務費。

7番、敦澤君。

#### ◎ 7 番（敦澤良子）

25ページなんですが、小谷石のお試し暮らし住宅の改修ということなんですが、これは短期間の知内の状況に触れさせたいということで、改修するわけなんですが、ここで短時間、小谷石の人方と触れ合いながら、小谷石に是非とも移住したいという場合に、その後の住宅の手当てはどのように思っているのか。例えば、空き家を紹介するとか、それと、その空き家を紹介した中で、直さなければならないような場合もあるので、助成金なりのそういうふうな手当てがあるのか、お尋ねしたいと思います。



◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今、小谷石の医師住宅の改修について、ご説明を申し上げます。今、ご指摘のとおりですね、こちらの説明資料の5ページにもありますとおり、この住宅を改修致しまして、本当に短い場合、当然、民宿だとかに泊まっていたくんですけれども、将来的に小谷石に移住を考えている方に数週間ですとか、数カ月住んでいただいて、土地の方々といろいろな交わりをしていただいて、それで、現実、小谷石に移住したいよということになった場合には、去年ですね、町内会にご協力いただいて、小谷石町内会に17軒の空き家があるということを確認しております。その中でも、状態が空き家になってから、相当経過して状態が悪い住宅から今すぐにでも住めるよという状態の住宅もいろいろございますので、もし、そのような方がいらっしゃったときには、そのような今の民間の空き家をご紹介します、調整をしながら移住に結びつけたいということ考えています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに総務費ありませんか。

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

只今、これから町内会の定住促進ということで、空き家の有効活用をすることになっているんですけれども、町内会の例えば、定住したいという人、短期でも来たときに、受入体制というのは、どのようになっているのか、コミュニケーションを取る活動だとか、様々なことがあると思うんですけれども、それと、もう1つ、短期で例えば来たときに、住宅の使用料、こういうのをタダで貸すのか、それとも、いくらか使用料を取ってやるのか、それと、もう1つ、定住促進ということを考えて、そこに来た人に対して、就労の斡旋だとか、その辺はどういう体制になっているのか、この3点について。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

まず、1点目の受入体制でございますけれども、今、総務企画の私の方で町のホームページだとかでも移住・定住というのを促進しているページを持っておりまして、当面は私の方で対応して参りたいと考えておりますけれども、将来的には、是非このような事業をですね、民間事業として受け入れていただく体制ができないかなということ考えているところでございます。あと、家賃につきましては、先ほどの説明資料の5ページにもありますとおり、これらの住宅ですね、今年の4月に条例として整理をさせていただきました。知内町移住促進住宅等管理条例という条例を整備しておりまして、その中の規則で各住宅の月額の家賃の設定をしておりますので、家賃はそれらに基づいていただくと考えております。そのあとの移住をしていただいたあとの就労の紹介だとかといいますのは、それぞれ今、産業振興課で例えば、新規の就農に対するいろいろな支援の制度ですとか、そういう体制を持っておりますので、それらと連動しながらそれぞれ就労の調整なりに努めてまいりたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

関連で。ちょっと視点違うんですけども、この改修費に380万円掛けると。中身をみれば、外装はトタン、内装的には、カベ、畳だとか、クロス等あるんですけども、ユニット等もあります。トイレ、最終的にこれお試しということで、田舎暮らしという考え方に立つのか、それとも、最低限、今、社会の環境的な基準の中で、水洗トイレ等も含んで考えていくのか、その辺の考え方、それと、どうしても長年空き家になっているということで、クロスの張り替え、当然、見た目の整備というのは分かるんですけども、断熱だとか、備品の中で、40万円にストーブ入っているのかちょっと分からないんですけども、やっぱり暖房効果を上げるための断熱、それらも含んで、要するにある程度、整備しないと、まして、17件軒の空き家をこれからもし、そういう希望があれば、逐次ということなんですけれども、当然、今、新築工事やっている人もいます。それは多分、空き家になると思います。やっぱり寒さ対策なんです。今、新築を求めているというのは。そこに今、都会から、多分帰省したり、定年退職で移住を求めたりということで来る方々、やっぱりさっき言いましたけれども、最低限の生活する上での基準というのはどこかに必要なんだろうなという思いがあるんですけども、その辺まで踏み込まないと、なかなか来た人があと金を掛けてどうのこうのという話になるのか、その辺の整備というのはどう考えていますか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

まず今、今回の住宅改修のトイレの考え方についてでございますけれども、今、簡易水洗ということで、浄化槽の設置までは、実はこの事業費ではできませんので、それは考えてございません。それと、あと備品の中ではですね、外と書きましたけれども、小さな石油のポータブルストーブは、この備品の中で買おうとしております。それは安いものですが、あと今、ご指摘の冬期に住宅に住んでいただく場合に断熱の考え方ということでございますが、それはすみません。今後の課題ということで、検討させていただきたいと思っておりますけれども、今、現段階で、小谷石に岩手県から県庁を退職されて、移住をしていただいている方いますけれども、その方につきましては、地区にあった民間の住宅を買い取りまして、ご自分で全て改修をして、トイレも新式のおがくずを使ったタイプの新しい便槽ということで、それらも設置しながら、ある程度、自己責任で住んでいただいているということもございます。ただ、地区にやっぱり住んでいただくのに、例えば、今、民間の空き家をご紹介するとしてもですね、それなりにやっぱり改修などが必要なことも今後想定されますので、現段階ではそれに対して助成制度ということは考えてはいないんですけども、ましてや、民間の住宅ですので、公共的な住宅であれば、このような道の制度でですね、地域づくり総合交付金などをいただきながら、住宅整備というのはある程度可能なんですけれども、民間住宅ということであれば、やっぱり家賃で一部営利行為ということもきっと発生してくるのかなと思われまして、その点の整理につきましては、検討課題とさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

民間だからそこに補助金等を突っ込むという、今、ちょっと聞き逃したんですけれども、この知内町移住等促進住宅管理条例、この中に、もし、来た人が持家として空き家を買って、改修にかかる費用、それ一部助成だとかこの中にありましたか。その確認が1点と、それと、報道等で見える限りですね、かなりお試し住宅というのは金かけているような気がするんですよ、どこも。要は投資はかなりするけれども、来ていただくことがメリットが大きいんだと。投資以上に効果があるんだという考え方で、かなり突っ込んでいるような見方、自分ではしているんですけれども、今、それを安易に途中半端なことをやって、万が一、そのお試しにも仮にですよ、想定して、1年も2年も入らなかったということがあり得たら大変なことだと、せっかく380万円突っ込むのであれば。380万円よりも逆に来てもらってなんぼだと考えれば、もう少し整備をして、温かく迎え入れた方がいいだろうという気はするんですけれども、その辺の考え方どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

先ほどのですね、知内町移住等促進住宅管理条例の中では、想定しておりますのは、長期の移住に対して、いきなり知内に気に入ったとおいでいただければそれに越したことはないんですけれども、やっぱりいろいろなご不安だとかあるでしょうから、数週間、数か月、まず、町に慣れていただいて、その上で、知内町のどこかに本格的に移住するとか、それらのご判断の材料を整理していただくということが趣旨です。これらの長期的にこの住宅に移住として受け入れるということは条例上考えておりません。確かに今、北海道でいろいろな移住の政策を推進している町がございます。伊達ですとか、近くでは、厚沢部町です、移住といいますか、お試し暮らしの住宅として1棟何千万円もするような住宅を何戸も建ててということを進んでいる町もあるんですけれども、ただ、そこでもですね、そうすると家賃もそれなりの家賃と言うことで月5万円とか、8万円とか、そういう住宅になっておりまして、伺ってみますと、移住の実績も上がりつつあるということではあるんですけれども、やっぱり都会の高額所得者の方々が一部、避暑に使っているような状況だということもあってですね、やっぱり気持ちよく移住していただいて、気持ちよくお住まいいただくことに越したことはないんですけれども、やっぱりそこら辺の事業費の掛け方については、いろいろな制度を活用してやれる分については、町も必要な努力をするんですけれども、やっぱりせっかく移住をしていただくということですね、自分の自助努力といいますか、それらの部分でお住まいをいただくこともお願いをしていく必要もあるのではないかと考えております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

小谷石でお試しして、知内町のどこかという発言されました。知内町のどこかに住んでいただく、しましたよね。基本的にやっぱり小谷石でお試しなんだから、ましてや、今回、町長が小谷石の風景等を配信するという、ビデオで、ましてそういうのを見て、お試しあったら入ってみようか、じゃあ、良いから、知内の町内のどこかというわけにはいかない、多分。その辺の発言、基本的にはやっぱり小谷石だと思うんですけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

先ほどご説明の言葉が不足していたのかもしれませんが、何度も申し上げます。知内町移住促進当等住宅管理条例というのは、町内全体に例えば、森越から湯ノ里地区まで、いろいろな小谷石も含めてですけれども、いろいろな箇所はこの住宅ございますので、広く町内に移住を受け入れるための住宅ということでございます。今回の事業は、その中の小谷石ということですので、当然、ここにお試し暮らしをしていただく方は、当然、小谷石の移住を考えていただくための住宅ということでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、3番、関連ですか。3番関連で。

◎ 3 番（山田 顯）

今の小谷石のお試し暮らし住宅、これは例えば、長期移住のことを考えていますけれども、長期だけでなく、短期ですすね、例えば、元小谷石の出身者が東京の方に現在住んでいると。そういう人たちが例えば、1カ月・2カ月くらい、ちょうど内地の方が温暖で北海道の季節の良い時期にですすね、小谷石の方に来て住みたい、そのためには、何かそういう利用できる施設が欲しいというような話は以前から聞いておったものですから、これはただ単に定住はもちろん、長期滞在するというのもそうなんだろうけど、私はこの点は、今の短期でそういう例えば、1カ月とか、そういう期間ですすね、利用をしたいという人もかなり多いように聞いておったものですから、そのための今回、そういうふうに解釈していたんですけれども、どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今、小谷石の問題を外れまして、知内町移住等促進住宅の条例の基本的な考え方について、再度、ご説明を申し上げたいと思いますけれども、条例の名前にありますとおり、将来的に町に移住を考えていただいている方に短期的、数週間、数か月の間、町のどこかにお住まいをいただいて、その地域にふれ合って、状況を確認していただいたあと、よし、それではということで移住をしていただくための住宅として提供したいということで、その住宅を長期にそのまま住んでいただくということは想定していないということは、先ほどご説明の通りです。ただ、いろいろな住宅の場合が考えられまして、例えば、条例の中にもいろいろ項目は記載してあるんですけれども、例えば、今、町内にいらっしゃる方でも、どうしても民間住宅にも入れない、ほかの公営住宅にもたまたま都合が良いのが空いていないということで、1週間だとか住みたいよとか、いろいろな住宅需要が考えられますので、その点については、幅広く居住いただけるような条例の内容になっております。ただ、今、お話のようなですすね、小谷石地区の例えば、ご出身の方が1週間ほど帰省をしたいといったときに、このような住宅に短期的に住まわれないというのは、条例上、絶対だめということではないんですけれども、趣旨がやっぱり例えば、夏の良い時期にですすね、小谷石の本当に町外の方で、移住をしたいという方、例えば、都心の方からいらっしゃる場合とかということで、たった1軒しかございませんので、バッティングということもありますので、町と致しましては、できるだけ移住を考えている方を優先して使っていただきたい

いなというところが本当のところでございます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

23ページのふるさと創生事業の部分で、説明資料を見ますと、課長、今回の制度の作る背景、検討する背景に土産物の新しいものを開発するとか、その中の下の方にも新規事業の支援事業ということで、この事業の内容は分かるんですけども、ただ、金額的な部分でですね、補助率が80パーセントで、マックスが50万円ということになりますと、このような金額で果たして、こういう私にとっては大変重要なうちの町の部分では重要な位置を占めてくるのではないかと私は思うんですけども、その辺について、この金額で満足といえれば変ですけども、十分な商品開発とか、企業を興すということを想定できるのか、まず、その辺の考え方について、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ただいま、ふるさと創生事業の新しい拡充した部分の限度額50万円として設定した内容についてのお尋ねでございますけれども、こちらの説明資料の2ページの背景にもありますとおり、今年ですね、小谷石地区で新しく観光遊覧船事業開始されたということで、船は自己資金で調達されています。基本的には、営利事業ということで、資産の取得の部分というのは、やっぱりそれで事業として利益を出して、それで整理をしていただくというのが趣旨ということではあったんですけども、ただ、それにしてもですね、やっぱり企業・創業ということには、相当の勇気もいるでしょうし、リスクもあるということで、ソフト事業の部分では、例えば、北海道の地域づくり総合交付金でですね、300万円の限度とした助成の制度だとかがございます。あと、そのほかにもですね、中小企業の支援という立場で保証融資のことですか、利子補給のこととか、産業振興という意味での町の条例も持ち合わせてはいるんですけども、ただ、やっぱりその部分ですね、道とか、国とか、中小企業の関連機構というのがソフト事業の支援ということになっていまして、ハードの部分というのは一切だめということになっております。ただ、先ほどの補正にもありましたとおりですね、農業の場合ですと、ハウスの整備で50万円を超えた、北海道からも補助金をいただきながらハードに対して支援をしているという経過もあるんですけども、今回、ふるさと創生事業で想定しておりますのが、ソフト事業で大きなものはある程度、それらの北海道だとか、国の制度にも乗って活用していただきたいということもあるんですけども、ただ、それらの事業といいますのはですね、年度当初に相当の書類を提出して、事業の組立てをきっちり整理して、なおかつ、相当の倍率をぐり抜けてということもあるものですから、もうちょっとですね、町としてもせっかくこのようないろいろな新しい動きがあるので、それらにもうちょっと町民全体で背中を押してあげられるようなチャレンジをみんなで支援するような政策を検討すべきではないかという町長の指示がございましてですね、今の限度額の部分も相当数議論があったところです。ただ、先ほどもお話したとおり、資産形成の部分というのはやっぱりいくらでも出せば良いというよりは、やっぱり銀行だとか、金融機関の調整

ですとかということもあってですね、むしろ、今回の想定している事業といいますのは、新しくお土産を作ってみたいですとか、ある程度、それほど大きくない、町民が手軽にチャレンジできるような、いろいろな事業を支援していこうという想定のもとにですね、限度額は小さく50万円ということではあるんですけども、逆にその50万円ということによって、いろいろな層の町民の方々が新しいことにチャレンジできるような、気運を盛り上げられるのではないかなということを想定して、このような金額に設定してございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

ただ、そう言いながらですね、やはり国や道の制度を使うと、いろいろな制度の時間がかかって、なかなか難しいということもあるんだろうけれども、ただ、今、室長の説明にありましたように、やはりそういう形のものもですね、きちんと対象する相手にもお示ししてですね、やっぱりそれも活用しながら、そして、うちの町も活用するというような、二本立て、三本立ての支援というものは、私は十分、必要ではないかなと思うんですよ。そのための労力というものは当然、補助してもらう人間にとっては必要な最低限のことだから、やらざるを得ないんだろうと思いますけれども、ただ、この中でですね、今、言いましたように、これをやることによってですね、うちの町の想定している部分でですね、これが果たして、ものになるかならないかは、それは本人の努力の部分もあると思うんですけども、これを極端な話、2年・3年・4年とかそういう形でまたもまたもという形のものとは想定しているのか、それとも、それは可能なものなのか、その辺、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

前段の、もうちょっと、この50万円というよりは大きな枠組みの支援体制が必要ではないかというご指摘ですけれども、その部分はおっしゃるとおりだと思います。それで、そのようなある程度、中規模、もうちょっと大きな事業を想定されている場合ですね、やっぱり産業振興の立場で、条例としてそれらのものを持つべきではないかということも今後の検討ということで、そのような制度を検討すべきということで、町長からは指示が出ているところでございます。例えば、同様の事業が連続して出てきた場合ということですけども、すみません、こちらの説明資料には明記してございませんけれども、道だとか関連の補助事業の場合にはですね、同一事業の継続は3年を限度とするというふうになっておまして、すみません、今回、説明の記載から漏れておりますけれども、そのようなことで対応して参りたいと考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

関連してですけれども、新規企業等ということで、事業内容、等が付いたことによって、現行の事業、営業を拡充する、それも対象になるということなんですけれども、ありがたいのか、また、拡大解釈して、利用する人が出るのかちょっと分からないんですけども、ありがたい部分でいくと、農の場合、新規就農制度で要するに後継者、

または、新たな人に要するに国からも道からも町からも支援があります。ただ、浜の場合、漁の場合、なかなか後継者が帰ってきてても支援がない。まして、免許だ、いろいろな事業を拡大する等にしても、なかなかそういう制度がないということで、四苦八苦しているんですけども、町長は以前から農と漁は平等でなければならないということで、随分、漁にも力を入れてくれるようになったんですけども、ただ、制度的にはもう天と地ですから、なかなか農のように、そういう制度を活用して事業等に新たな投資をとというのにも抑える方もいらっしゃる。これ50万円という限度額ありますけれども、この中で、この文言を見たときに、現行の事業、等の中で、要するに新規、今、帰ってきた人がたまたまいるんですけども、後継者が帰ってきているんですけども、そのための事業投資、または機械の設備等にも使えるという解釈でよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

こちらの2ページの説明にもございましたとおりですね、例えば、町に戻ってきた方がまた新たなというか、ただ、新たな事業というのが既にある事業も幅広く含めましてですね、こういう新しい製品を作るのに、こんな機械がいるんだということであればですね、そこは新規の創業ということに該当すると思われまますので、当然対象になっていくものと想定しております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

当然対象になるということでもよろしいんですか。ありがとうございます。それで、これからちょっとそれるかもしれませんが、町長、先ほど言いましたように、後継者、小谷石をはじめ帰って来ています。なかなか後継者を育成するという制度的なもの活用がありませんし、まして今、突然ぽっと帰ってくるわけですから、生活的な面も多大に両親が負担するという中で、漁業経営を営んでいるという現状があります。これ今、使えるという発言でしたので、これプラス何かありませんか。農と漁と差を縮めるような制度、町独自の。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

ちょっと整理をさせていただきたいんですけども、今回のふるさと創生というのは、今、1番議員の言っている漁業後継者、新規で来られた方の要するに施設整備等でこの該当になるかということでもありますけれども、実はこの考え方は、要するに新規でというか、それはあくまでも漁業後継者として施設整備でありますので、これとちょっとですね、異質なものと私は実は理解しているんです。それはもうやるとしたら50万円でもとても済まないだろうし、だから、私は新規のそういう担い手については、積極的に支援をさせていただきますということはずっと以前から言わせていただいています。それで、今、1番議員が言われている漁業者が帰ってきて漁業経営をするとした場合の施設整備については、これは前向きにやらせてもらいたいと思っています。これは将来的な要するに漁業振興につながるものだというふうに理解していますし、そういう若い人方がどんどんどんどん出てくれることを期待しながら今、

行政を進めさせていただきますので、その案件については、あとで担当と調整をさせていただければと思います。それは私はずっと農業・漁業を差別なくということをやっているとやっていますので、今、指摘の農業の部分の新規の部分については、充実されていますよと。残念ながら、漁業の部分、これはおっしゃるとおりです。国の制度もそういう形になっています。ただ、私は今、一次産業の町でありますので、漁業後継者がそんな形で今、育てられるということでありますと、これは行政として全面的に支援をする考え方を持っていますので、これは後で個別に協議をさせていただければと思っています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩します。

（ 休憩 午前 11 時 12 分 ）

（ 再開 午前 11 時 18 分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し会議を続けます。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

この対象者で企業の中で、町内に本社が所在することを条件ということなんですけれども、先ほど町長の発言にありましたように、三洋ということなんですけれども、やっぱり我々漁業者、特に漁業者は財力がないものですから、以前にもカキの商品開発で三洋にお願いした経緯があるんですね。そういう、また、漁業者がこれを利用して、三洋にという開発というのは、オッケーなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

開発主体が漁業団体ということであれば対象で、ただ、三洋食品は自社の営業行為として開発する部分というのは、すみません、想定していませんけれども、漁業の関係の方々が自分のものを使って、どなたかに委託をして新しい製品を作ろうという研究活動、特産品を作ろうという活動に対しては対象になるというふうに考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

共同開発ということで、例えば、50・50の三洋と持ち出しがあると。そういう場合もオッケーということですか。要するに漁組は50万円をこれから利用して、三洋と共同で100万円の出資で共同開発する、そういう考え方もオッケーなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

事業主体の中に町民の方のこれらに該当する団体が入っていれば、それは事業対象として可能というふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

9 番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

私の方から、今のふるさと創生事業の拡大の関係でいろいろと議論がありました。



今、6次化産業と言われてから久しいんですが、農の関係で、今、重内の定着化センターこれは1つの試作品を作るんだよということで販売ではございません。ただ、こっちの元町にあるところは、毎週イベント、定期的にべこもちですか、あるいは、味噌、いろいろな加工品を作って販売をしているわけですね。これらについて、例えば、新はこだて農協ですから、本社は町外ですから、これは企業とどういう整合性を取ったらいいのか、知内農協ですからいいでしょうなと思うんですが、その辺もひとつあります。それで、今、元町にあるところは、建物が農協のもので、敷地が役場のもの一部入っています。賃貸料も払っていますが、ここでいろいろな施策をしながら、販売をしている。ですから、建物の補修工事までもずっとやっているんですね、ペンキを塗ったり内装。また、調理の部分も重内の施設は町の施設ですから、鍋でも何でも全部町が対応してくれていると。こっちは全然対応していないということで、単純に言って、こちらは対象になると理解して良いんですかね。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

まさに例えば、農協の女性部の方々、味噌を販売しています。べこもちを販売しています。更に特に農協女性部の方がこのふるさと創生事業としてですね、四国の葉っぱビジネスだとかも視察されているんですけれども、あれも参考にしながら、是非、新しいことに取り組みたいということをしつつ検討されているようですので、それらの方々がまた今の既存の味噌ですとか、べこもち以外に新しいものを作りたいよとなった場合に、このような器具が必要だということに関しては、この制度の中では是非、支援させていただきたいなと考えておりますけれども、ただ、ここに書いてありますとおり、土地とか建物の取得の部分というのは、今、補修という話もあったんですけれども、その部分ですね、ハード整備として、この制度の中では想定はしていないところですよ。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

今、新しいという言葉を使ったんですが、例えば、べこもち、味噌、これは古いからだめということなんですか。これを作るためにいろいろな鍋だとか、いろいろなものを必要だと。だめだということなんですか。新しいという解釈になりませんか。新しく発想するものだけという限定されるんですか、もう一回。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今の想定の中では、例えば、既存のものを器具を更新しようという場合に関しましては、この事業での支援というのはすみません、想定はしていないところですよ。やっぱり今、ある特産品で、先ほどの町長からのお話もありましたとおり、活用されていないもので、新たなものを作るですとか、今の業態の中で、いままでやっていなかったことを新しくやりたいということのチャレンジに対して、この制度でもって支援をしたいと基本的な考え方ですので、例えば、今、味噌をつくるのにいろいろな器具が必要で、現実使っていくわけですから、故障もするでしょうし、補修にお金もかかるということであるんでしょうけれども、それらは既存の枠組みの中ですよ、自助努

力である程度は整理をしていただきたいなというところであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

そしたら、既存の例えば、味噌の例が出ましたが、それで経営として十分なっているから、それはいいんだよと、新しい発想で町のPRになるようなものでなければダメですよという限定なんですか。この制度の背景、確かに小谷石の関係をメインにしてやっているなど。確かに大野町長、小谷石のことは行政執行方針の中でも振興を図りますよということですから、先ほどのお試しもそうなんです、随分、新しい発想ということと、今までやってきたものを拡大するということの2つの解釈があるわけですね。そして、重内の定着化センターというのは、あくまでもここは発想の場なんです。こっちは販売してPRするという立場、定着化センターには鍋でも何でも町が全部購入してあげていますよね。その辺の基本的な考え方、同じ農協の女性部がやっているんですが、こっちは販売できませんから、試作品と。こっちは販売するんだよという許可をもらって販売をしている。でも、とても採算の合うようなものではありませんよね。もっと規模を拡大していきたいんだが、ああいう狭いところであるし、いろいろな設備もかかりますのでということなんです。その辺の解釈の仕方、もっとそれこそこっちの方で拡大しても良いのかなと。建物は別にしてですよ、先ほど申し上げたように、中身の問題でもう少し備品の購入なども対象にしてもいいのかなと思うのですが、もう一回、ひとつお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

この資料の6の新規企業と支援事業新設と致しまして、事業の内容で、現行の事業、営業を拡充する場合にというふうに考えておまして、その拡充の考え方でございますけれども、今あるものが、例えば、古くなって、それを取り替えるよというのは、拡充ではなくて、更新というふうに考えておまして、ただ、今あるものをもっと広く町民にPRだとか、内外に町の特産品を活用するためにですね、今、1のものをもっと2にする、3にするために必要な備品ということであれば、対象に是非したいと考えているんですけれども、やはり更新の部分というのはですね、この事業の中でくくっていくのは少し難しいのではないかなと感じております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、敦澤君。

◎ 7 番（敦澤良子）

関連して参考までに聞きたいんですけども、うちの町は、お土産品の中で、銘菓というのはないですね、お菓子。ということは、今、べこもちだとか、それから、かつてスリーエスの方でカステラを作ったということで、それが町内の方とか、外部から来たお客さんに、なかなか手に入らない、売れないと。べこもちの場合は、いろいろなイベントなんかでは買えますけれども、そういったようなことで、これから、個人の方がお菓子を作って、そのお菓子を販売したいなど。今、少しずつ、細々とやっている部分もあるので、それがこの個人の企業の中に入って、ソフト事業の中に入っていかのどうなのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

対象団体のところですね、農・林・水産業及び商工・観光事業の従事者、団体となっております、個人の方ですね、今のお菓子作りで新しい町のお土産を作りたい、そのためにはこのような器具が必要だとなった場合には、この制度でもって支援をしたいということを最初から考えていることですので、今のお話の場合は、対象になるものと考えていただいて結構だと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井委員。

◎ 4番（松井盛泰）

1番、並びに9番の質問いろいろ聞いていて、室長の言葉のマジックというか、どうも根拠性がないという。本社が町外にあった場合は、この事業の対象外ということをおっしゃられているんですね。JAの婦人部、本店は町外ですよ、同じことを言えませんか。なぜ、そういう解釈の仕方をするの。もう少しこの制度そのものの見直しをして、固有名詞出しますけれども、三洋食品は、地元にある企業ですよ、本社が別にしても。町にとって貢献されているでしょうが。なぜ、そういうところをこれを対象外にするの。もし、対象外にするんだったら、JA関係全部対象外ですよ。下部組織ですから。そう思いませんか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

すみません。このカッコ、企業の場合はというところの解釈のことだと思われましても、前段として企業の場合はというふうについてありますよね、農協女性部、当然、企業ではないというふうに認識しておりますので、ましてや、農協女性部の方々というのは、組合長、町内の女性の方ということでございますので、対象とすることには問題はないというふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

だから、さっきから言葉のマジックだと。この制度なんていうのは考え方でしょう。もう少し拡大解釈すべきでしょう。全般的に各町民に全般的に活用してもらおうということで、何も小谷石だけに限定する何物もないでしょう。そういうことで、全町的にこの制度を活用するという視点に立って、私は見直すべきだと思いますよ。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

2款総務費、ほかに質疑ございませんか。

なければ、次に3款民生費に移ります。

3款民生費ありませんか。ないようでありますので、4款衛生費。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

32ページの塵芥処理費なんですけれども、火災が3件発生して、処理がということなんですけれども、これ以前からありましたか。何か自分の記憶では中ノ川のお金がかかったような記憶があるんですけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。当然、これは持ち込む場合に、その費用はかかります。ですけれども、町として処理費の負担は、町が負担するということですから、一部、料金決まっていますよね、例えば、100キロ当たりいくらという、それは当然、衛生組合の方に支払うということになると。それ以外に町として、それでは間に合いませんから、町として負担金は発生するわけですから。そういうことです。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時31分 ）

（ 再開 午前11時31分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消します。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっとこれから逸れるかもしれませんが、それで、火災で発生した家電製品、これは当然、焼け焦げればこの対象にはなるんだろうと思いますけれども、ただ、偶然、水がかぶっただけということで、それもリサイクルの方で対象になるのか、対象というか、負担はしなければならぬんですけれども、負担になるのかなと思ったら、番号があるんですね、番号でリサイクル商品として扱えるものと扱えないものがあります。これは扱えませんのでということで、これに当然どっちかだから当てはまってくるんだろうと思いますけれども、その辺はどう認識されているのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明しますけれども、やはり焦げてですね、リサイクルにできない、例えば、テレビ・冷蔵庫・洗濯機がもうリサイクルとして、それはもうリサイクルできないということになればですよ、当然、どこかで処理しなければならないわけですよ、その場合については、今回、火災として廃棄物の搬入の中に含めてもこれは構わないと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

それは当然なんですけれども、それで、聞いているのはちょっと違うんですけども、要するに水かぶっただけで使えるんですよ、洗濯機。使えるんですけども、個人がリサイクルとしてそれを処分したいと思ったんですけども、それが要するに番号があるから、その番号がリサイクル商品に該当になりませんということだったんです。ということになると、使えるけれども廃棄処分したいということで、その火災の焼け焦げたものと一緒という扱いを望んだんですけれども、使えるでしょうという話、一部あったんです。それらはどう処分すればいいんでしょうか。産廃ですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。私の記憶しているところによりますと、そのリサイクルの番号、当然、形のあるものについては、リサイクルできるということですので、それを受けないというのはどういうことなのか、ちょっと調べてみないとあれですけども、番号、相当古いものなのか、それしか考えられないですよ。それであれば、受けないところもあるとは聞いているんですけども、ただ、今、使っているものをですね、リサイクルできないので返しますということは多分ないと思っているんですけども。もし、あるとすれば、それらについては当然、処分しなければならないわけですから、町としてもそれは検討させていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに4款衛生費ありませんか。

ないようでありますので、次に6款農林水産業費。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

林業振興費の関係で、本件とは少し関係ないのですが、地域材の住宅助成ということで、当初、350万円、更には8月の臨時会で460万円、総体で810万円の助成額を設定したわけですね。それぞれ活用されておるところでございますが、これは町長の目玉商品ということで、地域の材を活用する、更には地域業者の育成、更には活性化等も図っていくと。大きな目標を持ってこの制度を作った。ところがですよ、人間、一生に一度の住宅ですから、それぞれの考え方があるんだろうと思いますけれども、今、町の職員が結構、住宅ブームで建てています。全部、町外のハウスメーカーですよ、これに対して町長どう思っていますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、4番議員のご指摘でありますけれども、持ち家住宅というのはやっぱり一生の人生設計をする中で、一番重要な案件だろうと思っています。ですから、私が今、林業振興ということで地場材を活用するというところで執行方針等と言わせていただきますけれども、それはやっぱり個人の町職員であったとしてもそれは要するに私がそういう町長として行政執行方針、それから、林業振興を図っているんだから地場材を使えというのは、これは私の立場としてもそれは個人の判断だろうという認識をさせていただいています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

当初にまた戻りますけれども、やはり個人それぞれ自分の一生の家を建てるとすれば、デザインだとかいろいろなことを考えて町外以外の業者も使うこともあるわけですね。ほとんどですよ、町内の場合。ですから、この制度、地域材活用の場合、町外利用者も含めるべきだということで、初めから私、申し上げているところなんです。これを新年度から一つ考え直していただきたい。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

6款の農林水産業費、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、続いて9款消防費。

7番、敦澤君。

◎ 7 番（敦澤良子）

先ほどの避難標識のことなのですが、今回、避難場所も新たに新設ということで、その辺、例えば、はまなす地域、前浜地域、そこは道路が1本なんですね、逃げようと思えば、海岸線に逃げて歩かなければならないような状況があります。そういったことで、はまなすももちろん一本道路ですので、道道まで涌元谷地の線まで戻っていくのには一本道路しかない。また、前浜もそうなのですが、そういったことで、町内からも随分、要望出していますが、例えば前浜なのですが、農道を通って涌元谷地の方に道道へ出ていくということで、そこに今回、道路の標識を避難路として今回は指定をしてくれたのかどうなのか、その辺、伺います。

それと、もう1点は、道路、はまなす・前浜ももうちょっとやっぱり避難路の拡張を進めていただきたいということで2点お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、前浜地区とはまなす地区の避難路1本しかないよと、これはまちづくり懇談会に出席させていただいたときにもそういう地域からの要望がありました。但しですね、今、それをやるとしたら、相当の、否定しているのではないですよ、やろうという今、前向きな取り組みをさせていただいています。というのは、できるだけやっぱり制度を農道という今、位置付けで制度を何とか使えないか、それから、はまなすの要するに道道までの部分についても、今回の緊急経済対策で何とか元気交付金をそこに付けられないかということで、北海道の方とやらさせていただきました。ただ、残念ながら、避難路としてのやっぱり位置付けというのは、少し要するに薄いなど。そういうことであります。はまなすの方は、ただ、今、7番議員が言われています、前浜の部分については、私は今、制度を何とか農道としての位置づけをしていただいて、そこに補助金を付けるような形ができるのであれば、整備をしたいという考え方は懇談会するときにも言わせていただいています。それをちょっと今、調整をさせていただいていますので、もう少し時間をいただければと思います。

それで、避難路としてというのは、課長の方から。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。避難路につきましては、冬期間も活用できる場所ということをご想定しておりますので、今、おっしゃいました箇所については、避難路の標識は設置する予定はございません。

◎ 議 長（伊藤政博）

よろしいですか。ほかに9款消防費ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

標識を付けるということで、この部分で、うちの町は北海道、冬があるものですから、この辺の除雪の部分でポールとかそういうものは邪魔になるようなことはないのか、まず、1点お願いします。

それからですね、前、私たちが災害ということで、東北の南三陸町というところに災害に強いまちづくりということで視察に行った経緯があるんですけども、行ったときにはですね、避難路という、狭い道路とか、やっぱり避難路とか方向性を書いたことを見てきたものですから、やはり看板もそうでしょうけれども、ある程度、小谷石は、ああいう狭い町内会の場合は、そういう形のものも私はちょっと必要ではないのかなと、もしあったら考えてもらいたいなと思うんですけども、その辺、どうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。まず、冬期間の雪の関係なんですけれども、今、設置を想定しておりますのが、先ほどちょっと説明致しましたが、既存の電柱だとか、それからまたそういう適当なものがない場合は、支柱に設置をするんですが、当然、除雪等も考慮して支障のないようなところに設置をしたいと思っております。出入口の見える角当たりに。それと、道路への標示なんですけれども、避難路の標識、先ほども言いましたように、年間を通して、当然、冬期間、雪のある場合でも分かるようにということで想定しましたので、こういう形になっていますので、道路のことはちょっと考えなかったんですが、その辺もちょっと今後、どうなるか分かりませんが検討させていただければと思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

津波の避難路の標識の件ですけれども、私も今日の夕方、一般質問の中でこれらしきことを質問したいと思っておりますけれども、私はこれに今、どのような状況で、単なる看板を電柱に巻き付ける、電柱がないときには、それらしきサイズのものを支柱で建ててやるんだということなんですけれども、常に日中の明るいとき、若しくはいろいろな様々な条件があると思うので、この看板については、何らかの策がされているものかということです。例えば、反射鏡を作るだとか、もしくは、冬だから、白に対して青い、相反する色で付けているんだろうと推察するわけでございます。この辺もあるんですけども、私としてはそれでなくして、一般質問でも出ますけれども、電気を付けるだとか、例えば、ソーラーで。ただ、ここでやっちゃうと、補正で認めたからいいんじゃないかとなっちゃうものですから、その辺ちょっと僕はあえて今、出してみたいんですけども、何かあれば。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今、資料に載せております標識については、反射式のを想定しております。要するに明かりが当たれば反射してよく見えるというものです。その他に種類としては、蓄光式、要するに光をためておいて、ぼんやり、何も照明がなくてもぼんやり見えるというタイプのもものもあります。ただ、その蓄光式が余り長時間持つようなタイプがないというものですから、それであれば反射式でも十分対応できるのかなということで、今、うちの方では反射式を想定しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9 款消防費よろしいですか。

では、消防費を終わりました、10 款教育費に入ります。教育費の質疑を受けます。ありませんか。5 番、谷口君。

◎ 5 番 (谷口康之)

39 ページ、今回、いじめ防止パンフレット、今回、58 万円で印刷をかけて、全戸配付だと思うんですけども、この部分です、やはりただばっとまいてしまってそれで終わりということではなく、これから教育長、この部分でこれから継続的にうちの町にも全町民がこういういじめ防止をするということの考え方を浸透させる意味で、どのようにこのほかにも考えているのか、もし、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (田中健一)

今回、6 月の議会でいじめ防止条例の方を議決いただいて、7 月の 1 日から施行しているんですけども、特に地域の方には、町の広報や議会だより等々でご案内してもらっているんですけども、これに関して詳しく内容を伝えたいというのが、まず、1 点目です。それから、これからのお尋ねの中身なんですけれども、本年度中に年度中なんです、学校と民生委員とそれから、民生児童委員との合同の協議会を持ちたいと計画しています。その他に町民向けの講話会が持てたら、これも今年度中に行っていくことによって、今回、パンフレットを配布した中身が少しでも町民の皆さんの意識の中に入れていけるようにしていければいいなと思っています。合わせて、今回の秋の交通安全運動の一環の中で、各学校をお願いをしたんですけども、見守り隊の皆さんに一言お礼を述べるとともに、何か気が付いたことがあったらいつでも連絡してほしいということも取り組んでいますので、これを皮切りにしながら、順次、また、中身の浸透に考えていきたいと思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5 番、谷口君。

◎ 5 番 (谷口康之)

今の部分ですと、今年の事業がメインだと思うんですけども、ただ、私としてはですね、全国的にいじめの問題は増えても減っていないのかなど心配しているものですから、これをやはりうちの町としても長くこの事業を継続してもらいたいと思うんですけども、来年以降についてもですね、どのような形でまず、こういうものについての教育長としての考え方があるようでしたお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (田中健一)

今年度の予算の中で、調査活動だとか、各学校をお願いしていることだとかあるんですけども、まず、それを基本に進めていきたいと思うんです。例えば、アンケート調査について、今、道の調査活動を活用しながら、年 3 回行っていることと、それから、中学生全員と高校 1 年生を対象にした Q-U という学級満足度調査を行っていることと、これらも続いて合わせていきます。それから、教員向けの研修に関しては、7 月の 26 日に携帯電話等々の安全な使い方という研修を持ちましたので、まず、学校の方は一通りこれで形の方はできてきているのかなど。問題は条例の取り組み



方を実効性のあるものにしていくためには、特に保護者の協力と地域の協力が非常に大きなものになりますので、来年はスマートフォン等々を使ったタブレット端末等々に関して、保護者の啓蒙活動も図っていききたいなど。今年度、社会教育の方でもその事業をまずやってみようかということで、今、計画していますので、それらの状況も見ながら単に使えばこう危ないんだという危険性を指導するばかりではなく、例えば触れてみてやってみて、その利便性なども実感してもらいながら、こういうものに関して自分たちはこのことをどう向き合っていけばいいのかなという方向に来年は機会を拡大していききたいなどと思っています。それと、今、渡島管内全体で、いじめ防止に関する取り組み方を管内全体で渡島教育局の方で進めているんですけども、今年度、各PTAの方にもお願いをして、今までは子どもの参加だけで終わっていたんですけども、今年になるべく多くの保護者にも声をかけていきたいと思いますという方向で話をさせてもらいました。来年は今年度の様子を見ながら、各単Pの年間計画の中に位置付けていただきながら、渡島全体の集会の中に保護者も参加してもらいながら、渡島管内全体でどういう取り組み方をしているのか、各学校で特色ある取り組みとして何があるのかなどを見ていただくようなことも来年は考えていききたいなどと思っております。合わせて、民生委員と児童委員との協議会ですけども、今年度、最初ですので、大きな課題の解決にはならないと思うのですが、いつでも連絡を取れるような態勢整備をしていくのと、もし、可能であれば、今、渡島教育局にいじめ相談窓口があるんですけども、町としてそれが可能であれば、相談窓口の設置も検討していききたいなどと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。10款教育費。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

42ページ、町民プールの解体ですけども、地元の解体業者を見る限り、持っていったものはある程度、分別して堆積、またはリサイクルできるものはリサイクルしているようですけれども、この町民プールで、それに限ったものではないんですけども、この解体で出るものを再利用するという方向性というのは、一度検討したことありますか。例えば、コンクリートのガラ等、今、これから新しいプールも建ちますし、木質バイオ等もありますので、整地だとかいろいろ出てくると思うんですけども、それらに利用する価値というのはないものなんですか。それとも使えない、建築基準法か何かで使えないものなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

コンクリートの再生骨材については、問題なく使えます。それで、私ども検討はしております。おっしゃるとおり、来年度プール完成後の外構の整備がありますので、ただ、量的にですね、差ほど多くないので、最終的には費用の比較だろうと思います。それも含めてですね、まだ結論は出してないのですが、プールの構造上、コンクリートガラはあまり多くないので、どちらが再生骨材の機械の運搬費も含めながらですね、どちらが有利かというあたりを今、うちの土木の方で検討している最中でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに教育費ありませんか。

ほかに歳出の質疑ありませんか。全般でよろしいです。歳出全般で質疑ありませんか。

9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

ふるさと創生の関係でもう一回確認しますが、新規の品目を開発するということがよろしいんですか。対象になるということで。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ですから、今、ある製品のほかに新たにですね、別なものを開発してみたい、作ってみたいということであれば、対象になるということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにありませんか。5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

25ページの地域づくりの小谷石の先ほどの住宅の部分で、議論をいろいろ聞いておきまして、課長の答弁でしたら、やはり全町的なものに対して、今回はたまたま小谷石という部分だということなんですけれども、私はですね、やはり移住してもらう方々のことを考えますと、今のうちの町の現状を見ますと、若い人というよりも、ある程度、リタイヤした方が入ってくるようなイメージを持っているものですから、我々としてもやはり、そういう高齢者ではなくて、うちの町としてもですね、若い方々をですね、来てもらうためにもいろいろこれから方策、まだまだ作戦を考えてですね、呼び込むということも考えてもらいたいですけれども、その辺の部分は何かありませんか。それから、今回の住宅も400万円くらいかかっているものですから、そういうお金のかけ方でなくて、今、うちの町には旅館組合というものがあるものですから、そういう体験ということを先ほど、何回も言っていましたけれども、コンドミニウムのように1カ月とか1週間でもいいでしょうけれども、そういう旅館の方にもお世話したり、安く泊めてもらって、うちの町の全体を見てもらって、気に入ったらその場所、場所にある程度、アプローチをかけるというようなことも何か考えられないのかなと思うんですけれども、その辺、どうなんでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後11時54分 ）

（ 再開 午後11時55分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

不適切な表現がありましたので、その部分はカットしてもらいたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今の移住の受入れに関しまして、特に若い方々をどんどん受け入れるような体制を組むべきではないかというご質問ではないかと思っておりますけれども、まさにですね、今

年4月に条例として制定をさせていただきました、移住等促進等の管理条例といたしますが、例えば、新規就農で、それもいきなり町の農業に就くのは難しいかもしれませんが、例えば農業研修1年・2年、地元の農家の方についてやってみたいよという方のための住宅としてですね、ということもこの条例の中で当然、想定しておりますので、是非、そのように活用が図られるようになればなというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

短期の場合、旅館や民宿等を利用する方法ができないのかという話。  
副町長。

◎ 副町長（網野 真）

5番議員の旅館・民宿等の活用もということでございますけれども、実は旅館・民宿の活用については、私どもの方でもいろいろな手立てを講じながら積極的に活用していただくようなことはやってきておりますし、これからもやっていきたいと考えています。ただ、今回出しました移住等の関係のお試し暮らし住宅の関係につきましては、それよりももう少し長期に自らそこでまかないもしながら生活をしていただいて、この町を実体験していただくということの中で、将来的にこの町に住んでいただくことにつなげていきたいという考え方でございます。ですから、民宿・旅館の積極的活用は活用としてまた考えながら、これはこれとしてということでの考え方でございます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。  
それでは、歳出の質疑を終わります。  
ここで昼食のため、暫時休憩致します。再開は午後1時と致します。

（ 休憩 午前 11時 57分 ）

（ 再開 午後 1時 00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、会議を続けます。  
只今、議案第1号の審議中であります。  
歳出の質疑が終わりましたので、これから歳入一括並びに地方債の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

歳入歳出全般で質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

今回、新規起業等支援事業について、それぞれいろいろな意見が出されたところでございますが、私もこの活用の範囲について、非常に疑義を感じている1人でもございます。総体的には、この今回の補正については、渋々、賛成をせざるを得ないわけでございますが、全町的にですね、この活用の範囲を全町的に活用できるように、見直しをするように再検討を強く要望して、賛成するものでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ございませんか。

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

私も基本的には賛成するものでありますが、今、町の活性化に知内はお土産のない町のイメージを払拭するためにも、これから既存のものに対しましても拡大するなり、また、当然ながら、新しい商品の開発は当然であります、それらについてももっときめ細かな状況の判断をして、この事業の対象にさせていただけるということをお願いをして賛成を致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

ほかに討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第2号、『平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第2号、平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について。

平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,055万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。

4ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者療養給付費に31万2千円を減額し、2,926万1千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で保険者負担分として31万2千円の減額であります、療養給付費を減額し、療養費と高額療養費に振り替えするものであります。

次に5ページ、4目の退職被保険者療養費に12万9千円を追加し、28万5千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で、保険者の負担分として12万9千円の追加であります。

次に2項高額療養費、2目退職被保険高額療養費に18万3千円を追加し、419万8千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で保険者の負担分として18万3千円の追加であります。

次に7ページ、11款諸支出金、1項償還金、2目退職被保険者保険税還付金に2万7千円を追加し、7万7千円とするものであります。23節償還金利子及び割引料で退職被保険者保険税の還付金に不足が見込まれることから、2万7千円を追加するものであります。

次に12款1項1目の予備費に427万9千円を927万9千円とするものであります。予備費に前年繰越金として427万9千円を追加するものであります。引き続き、歳入を説明致します。

3ページをお開きください。3ページ、歳入であります。10款1項1目の繰越金に430万6千円を追加し、430万7千円とするものであります。これにつきましては、前年度繰越金430万6千円を追加するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第3号『平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第3号、平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,973万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,828万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳入より説明致します。4ページよりお開きください。

4ページ、歳出、3款1項基金積立金、1目の介護保険事業基金積立金に1,269万7千円を追加し、1,269万8千円とするものであります。これにつきましては、25節積立金に前年度繰越金の一部を介護保険事業基金積立金に1,269万7千円を追加するものであります。

次に5ページ、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の第1号被保険者保険料還付金に7千円を追加し、1万5千円とするものであります。23節償還金利子及び割引料に第1号被保険者保険料還付金に不足が見込まれることから7千円を追加するものであります。

次に2目償還金に1,291万3千円を追加し、1,291万4千円とするものであります。23節償還金利子及び割引料に国庫支出金等過年度分返還金として1,291万3千円を追加するものであります。

次に7ページ、5款2項繰出金、1目の一般会計繰出金に411万7千円を追加し、411万8千円とするものであります。28節繰出金に一般会計繰出金として、前年度清算分として411万7千円を追加するものであります。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

3ページ、8款1項1目の繰越金に2,973万4千円を追加し、2,973万5千円とするものであります。前年度繰越金として2,973万4千円を追加するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第4号 平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第4号、平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,916万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。

4ページ、歳出、3款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金に48万円を追加し、48万1千円とするものであります。28節繰出金に一般会計繰出金24年度清算分として48万円を追加するものであります。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

3ページ、歳入であります。4款1項1目の繰越金に48万円を追加し、48万1千円とするものであります。前年度の繰越金として48万円を追加するものであります。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第5号 平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第5号、『平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第5号、平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則。平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の予算額を次のとおり補正する。

1款水道事業費用、1項営業費用に330万7千円を追加し、9,050万円とし、1款水道事業費用総額で9,347万8千円とするものでございます。

次のページをお開きください。平成25年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、3目総掛費で、法定福利費に退職負担金として330万7千円を追加し、1,000万7千円とし、水道事業費用総額9,347万8千円とするものでございます。これは退職手当組合への清算納付金不足額に対する水道会計負担分でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、報告第1号、『財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について』を議題とします。

報告内容について説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づき算定したそれぞれの比率について、監査委員の審査意見を付して、別紙の通り報告する。

次のページです。健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計が黒字決算となっておりますので、比率の記載はございません。実質公債費比率につきましては、16.3パーセントで、前年度と比較し、1.1パーセント下がっている状況にあります。また、将来負担比率につきましても、マイナス数値となっているため、比率の記載はございません。次に資金不足比率ですが、各会計とも不足比率の記載はございません。なお、次のページからは、



監査委員の審査意見書を添付してございますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました、報告事項であります、質疑があれば許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第1号はこれで終わります。

---

● 報告第2号 株式会社スリーエスの業務報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、報告第2号、『株式会社スリーエスの業務報告について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

報告第2号、株式会社スリーエスの業務報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社スリーエスの平成24年度収支決算に関して別紙のとおり報告する。

3ページ目の損益計算書で説明をしたいと思ひますので、お開きいただきたいと思ひます。損益計算書です。純売上高につきましては、業務委託売上高が9,267万7,697円、商品売上高が3,273万9,079円、入浴券売上高が1,731万3千円、宿泊等売上高が1,381万9,429円、これに販売手数料を加えまして、合計1億5,857万7,693円となっております。一方、売上原価につきましては、期首棚卸高が88万2,123円、商品の仕入高が3,207万6,134円、合計3,295万8,257円、期末棚卸高が92万435円、売上総利益につきましては、1億2,653万9,871円となっております。販売費及び一般管理費につきましては、1億2,753万3,617円で、営業利益につきましては、99万3,746円の赤字となっております。営業外収益につきましては、受取利息から雑収入まで合わせて2万6,596円、したがって、経常利益は96万7,150円の赤字となり、当期利益についても同額であります。この内訳につきましては、物産館を含めた本部の利益が380万1,584円、こもれば温泉が484万3,303円の赤字、青少年交流センターにつきましては、7万4,569円の利益となっているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。報告事項であります、質問があれば特に許します。

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

町長にちょっと2・3点お尋ねしたいと思ひますが、今回の5月の株主総会の席上の中で、町長のあいさつを伺っておったところでございますが、あいさつの中で、町は今、50.1パーセント、547株のうち50.1パーセントを町が株を取得しているんですが、これを更に株を一部によれば、私ちょっと聞き漏らしたのです

が、80パーセントくらいまで増やしたいという話、更には、今回、新しく副町長を取締役に就任をさせたという、そして、いろいろ話していく中で、株をある程度持って、スリーエスそのものの組織を見直ししたいというあいさつをしておったんですが、これを今、言った3つの問題について、町長、考え方、もう一回、お尋ねしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、3点のご質問でありましたので、お答えをしたいと思います。まず、持株比率の関係であります。今、ご指摘の持株比率、あれは、こもれば温泉がスリーエスに管理を委託するときに、料金収入も要するに対応していただくということで、町が50パーセント以上持っていなければ、業務も委託できないということで、実は増収をした中で50パーセントということでの持株比率に今、なっているところであります。それで今、総務課長の方からもスリーエスの業務内容について報告をさせていただきましたけれども、いろいろと当初、こもれば温泉をスリーエスに管理委託するにあたって、初年度は直営でやらせていただきました。そのあとに経営でありますので、民間のノウハウを活用すべくということで、そんな形態になって、そして、法が改正されて、指定管理という制度が新しくなりましたので、そういう今、対応をして、経営をしているという状況であります。その中で、私が今、今回、総会で話をさせていただいたのは、こもれば温泉というのは、当初、スタート時点、利用客12万人が想定されれば、ある程度、収支が成り立つということで1回当たり400円という料金設定をした、そして、運営をしてきているという状況でありますけれども、残念ながら、利用客がどんどんどんどん減っていった、これはどういう課題があるのか、問題があるのかということなんですけれども、利用者が減ってきてしまっていると、今回、6万3千人という数字になって、残念ながら赤字経営という形になってしまいました。そんなことから、委託をした中で、もう年数も経過して、こもれば温泉で収益を上げる施設としてどうなのかということを考えさせていただいたところであります。そんなことから、当初は直営でやって、そして、民間のノウハウということで委託をしていた、そして、指定管理ということで受けていただきましたけれども、それをやはり一回見直す時期に来ているのかなという判断であります。そんなことから、たまたま取締役会に欠員が生じたということがありまして、補充ということがあったものですから、そこに副町長を取締役会の中に入れさせてもらった経緯であります。その考え方については、取締役会に私の考え方を説明させていただいて、全ての取締役会の同意をいただいて進めさせていただいたということをご理解いただければと思います。

それで、3点目の組織の見直しでありますけれども、今、30名くらいの職員を抱えておりまして、町からの委託料というのがだいたい9千万円くらいの数字になろうかと思っておりますけれども、その中で、今、私が新規の就労ということをおっしゃっていただいております。その中で、管理委託として町内の業者、それから、森林組合等にいろいろと管理委託をしている中で、これをもし、スリーエスで抱えることができるのであれば、その若い人方を働ける場として、その会社を担っていただけるという考え方も一つあったわけでありまして、そんなことから、今、予定でありますと、10月1日に臨時の株主総会が今、開催されるということで、先般、案内をいただきましたので、その辺の確認といえますか、今、547株を発行していますけれども、それで個人で

1口とか、2口保有されている方もおりますので、今、当面の目的でありますけれども、個人が所有している株をですね、取得できればなということで、その提案もきっと株主の皆様方に案内をしているところだと思っておりますので、一つ、今、そんな状況の中で、新たな第三セクターという位置づけをさせていただければということで取締役会で協議をさせていただいて、10月1日の臨時の株主総会になっているということでご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

こもれび温泉の経営云々というのは、当初からいろいろ言われてございますけれども、ちょっと原点に返って考えていただきたい。こもれび温泉の前に、健康保養センターという名前が付いているんですね。スポーツセンター、更には町民スキー場・町民プール、これら目的一緒でないんですか。当初は確かにこもれび温泉作る時には、料金収入でもって経営が間に合うためには、12万人が必要ですよというのははじいた。けども、町内の利用者を管内のやつで比べてみたことございますか。他の例えば、北斗市の町営の温泉の場合は、2.4人くらいですよ、町民1人当たり。それしか利用していない。あとは全部市外の人達ばかり。知内で10人超えているんですよ。この辺も少し考えながら、そこまで経営のことをいうのであれば、これから建つ町民プール・町民スキー場、更にはスポーツセンター、これらも料金を設定すべきですよ。ただ私はそこまでやばなこと言いません。考え方も少し考えていただきたい。経営のことを言うなら、町長、こもれび温泉行って入浴したことございますか。ないですね。あまり聞いたことありません。前町長は、年間140日入浴したという話も聞いてございました。皆様方、公務員の方々、祝祭日合わせれば、120日からあるんです。ちょっと利用していただければ、今、6万3千人のところを8万人くらいになりませんか。今、そして、スリーエスで各町民の方々・町の職員・議会・いろいろな各団体に利用していただきたいというお願いの文書まで出している。それまでいろいろと試行錯誤をしながら努力しているにもかかわらずですよ、今、ここで見直しをするというのはどうしても合点のいかない話だなと。それから、株主そのもの、個人の株主を町が買い上げたい、私も個人の株主ですよ、これを買うときには、夢を買おうということで1株・2株とみんな買ったものですよ。それを今、町が何で買わなければならないの。私は売る気ございませんけれども、ただ、他の方に大口の株主のところには町長、売ってくれませんかという話に行っているという話も聞いてございますけれども、なぜ、そこまで80パーセント近くまで株を持たなければならない、これはどうしても合点のいかないところなんですよ、それと当初、こもれび温泉そのものをするときに、民間の経営ノウハウをそこに反映させたいという、歴代町長、前の前の町長の時代にこれを作ったものです。それを今、反映させながらも、総体のこもれび温泉だけでなく、総体の中で今回、たまたま赤字になったけれども、今までそれなりにペイしながらやってきたでしょう。なぜ、そこで見直ししなければならないのかということで疑義を感じておるところでございます。そこで、町長の執行方針の中で、合宿の里づくりの中で、民間の力を借りながらまちづくりを進めるのも私の仕事ですよということで常に言っています。これ言っていることと全く逆行しませんか。この辺、ちょっともう一回。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

持株比率を70パーセントなり、80パーセントといったのは、1つの私の目標設定でありまして、果たしてそれが株主の皆様方から理解をいただけるかというのは、全くそれは想定してません。ただ、今まで確かに民間ノウハウ、夢を買うという、これはスリーエスのスタートの時点であります。バブル絶頂期のときに、前前町長がリゾート開発等を開発する中で、湯ノ里の知内駅を1つの核として、リゾートを進めようというときに受皿となるようにということで、株式会社スリーエスを設立したという私なりの今、記憶であります。そこからもう年数が経過して、その夢をということがなかなか難しくなって、そして、経営の中で、当然、株式でありますので、配当を出さなければならないと、それは今、当たり前の話であります。ただ、なかなか経営が厳しくなっていて、配当が出せる年と、出せない年がずっとあってきて、果たして夢をということで株を買っていただいた皆様方のそういうことが可能かどうかという判断も実はさせていただきました。そんなことも含めながら、見直しをする時期だろう、そして、決して健康保養センターで走って、町民の健康づくりというのは私が企画したときにいろいろと協議をさせていただいて、提案をしたところでもあります。その段階で、温泉の検討委員会の中で、要するに2千万円くらいの赤字が出たとしても、町民の皆様方の健康がそこで維持されるのであればという、議会の皆様方の理解をいただいてスタートしたということをお私に記憶しております。ただ、今、残念ながら、利用者が減ってしまって、これ以上、今の体制を続けて赤字を継続するというについては、これはなかなか厳しいだろうという、一つの判断であります。そんなことから、健康づくりということで、収支をあげないで、町民の皆様方の利用を高めながら、当初の目的であります、町民の健康の維持ということをお再度、考えさせていただければということでの提案でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。それから、先ほどの個人の株を売買したいということですが、これは先ほども言いました。あくまでもそれは個人の判断です。ですから、10月1日の時点でも私の考え方は、将来のスリーエスをこんな形でということをお提案をさせていただいて、その中で株主の皆様方に判断をしていただくということでありますので、私がいくら買い取りたいと言ったって、株主の皆さんが離さない、まだそれは持ち続けたいということであれば、それはそれで構わないと思います。ただ、町が買い取るのではなくて、スリーエスの自社株ということで買上げをするということでもありますので、その点についてもご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

最後にします。スリーエスで自社株として買うというものは理解できます。しかし、小さな少額の株であってもですね、持っている人間というのは、スリーエスの経営に携わっているという自負感があるんですよ、それぞれみんな。配当もらっているから株を持っているということではないんですよ。2株持っても配当は1千円か2千円ですよ、金の問題ではないということ、これをまず、理解していただきたい。それと、もう1つ、答弁ありませんけれども、町長、何でもかんでも自分の手中に収めようという考え方がどうしても理解できない。以上。

◎ 議 長（伊藤政博）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

最後の発言なんですけれども、何でもかんでも町長が手にという、それはですね、それは感じで言われるのかもしれませんが、ここは本会議の場でありますよ。私はそんな考え方ありません。あくまでも、こもれば温泉の将来的な経営を考えた場合に、どうあるべきかということを経済的な見直し、それから、私だけの判断ではありません。これは何回も取締役会に協議をさせていただいて、私の考え方を説明した時点で、取締役の皆様方からもっと早くどうして決断をしなかったんだということを受けて、私が最終判断をさせていただいたということでご理解をいただければと。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

私は感情的に言っているのではないんです。私の感じとして以前からそういうふうを感じているということをおっしゃっていただきました。それから、取締役会で、いろいろ協議をされていることも常に耳にしています。そういうことも含めながら言ったということをお聞きしたい。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

報告第2号の報告に関する質疑がありますが、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで報告第2号を終わります。

- 
- 議案第6号 平成24年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第7号 平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 平成24年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 平成24年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 平成24年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第6号から日程第21、議案第12号までの7議案は、いずれも決算認定議案でありますので、一括議題とします。

本件については、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた議員全員による決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員を除く議員全員による決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩致します。

( 休憩 午後 1時35分 )

( 再開 午後 1時35分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に平成24年度決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に谷口康之君、副委員長に吉田峰一君が選任された旨の報告がありました。これで報告を終わります。

お諮りします。本日の会議時間は、ナイター議会開催のため、予めこれを延長したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定致しました。

本日のナイター議会は、午後6時30分に開会します。

内容は一般質問であります。それまでの間、暫時休憩します。

( 休憩 午後 1時35分 )

( 再開 午後 6時30分 )

---

● 一般質問

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

日程第22、『一般質問』行います。

一般質問は、会議規則により予め議長に通告のあった順に行います。

順番に発言を許します。

5番、谷口康之君。

◎ 5 番 (谷口康之)

質問事項、『東電福島第一原発の汚染水の流出に伴う放射線量の測定について』

福島第一原発の放射線物質に汚染された地下水が海に流出している事が判明し、その流出を止めるための対策を色々と考えているようだが、一番確実な工法でも約2年間の工事期間がかかり、その間も汚染された地下水は海に流出することになり色々な方面に流れていくこととなります。今後どの様な影響がでるか私たちの住んでいるまちにおいても大変心配される所であり、地元でとれる魚介類や海岸線の漂流物などについて、北海道や海岸線のある市町と連携し長期にわたって放射線量の測定を実施することが出来ないか。町長に所見を伺います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

お答えを申し上げます。放射線汚染については、町民のみならず、道民にとっても憂慮すべきことであると思っております。そのため、北海道においても、現在、空气中・海水・水産物・農産物について、それぞれ放射能汚染について測定をしております。その調査結果については、北海道のホームページに今、公表をされているとこ

ろであります。海水についても、道内3地点、室蘭市・様似町・厚岸町で測定しております。水産物についても、魚種や漁獲量に応じて、毎週、それから、隔週など測定、定期的に各海域でそれぞれ実施をしております。その結果も公表されているところであります。また、道内に入荷する農産物についても、汚染が想定される地域からのものについては、各保健所管内で検体を抽出して検査を実施しておりますし、更には、空気中の調査については、各振興局において、測定をし、公表をしているところであります。町としましては、今後も町民生活の安全確保のため、北海道に対して監視体制の継続を要請して参りたいと考えているところであります。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、谷口君。

◎ 5 番 (谷口康之)

町長の今の答弁で分かったことで、北海道として海・空・土ということで、3カ所は完全にやっているということは理解できるんですけども、ただ、福島第一原発の汚染水の部分で、私が心配するのは、長期間にわたって、これからの方が重要になってくるのではないかと私は思うわけでございます。いろいろな形の情報というのものは入ってくると思うんですけども、やはり今のこの地下水の流れているのは、1日でほしい、専門家の人のいろいろな計算の仕方があるようですけども、そういう詳しい方によりますと、1日で44パーセントの確率でもって、外海に流出しているという部分に分かるということなんですよね。ですから、そういう形で、これからのいろいろな形の部分で、海に流れていくのは確実ではないのかなということで、今の質問書に書いてありますように、原発の地下水の部分でもなかなか止めることができないということは、今、実証されていることで、免れない事実だと思うので、ただ、その中でやはりこれからのことを考えますと、町長も検査をしているということなんですけれども、やはりうちの町も風評被害とか、そういう形のことは心配されると思うんですけども、そのためにも、今からそういう形できちんとしたデータを5年、10年のスパンでもって、これからきちんとうちの町としては、そういうものを確立して、こういうデータを蓄積していくのがこれからのことに対しても、何があっても、このデータがあれば、いろいろな風評被害とかに対しても備えができるんじゃないのかなと思うんですよね。それからですね、私が一番言いたいのはですね、やはりこれによって、できれば、道南の渡島西部から道南にかけて連携をして、これを測定するというにしていただければ、大間原発の方もこれからどういうふうになるか分かりませんが、もし、建築されるようなことがあれば、これからのそういうものに対しても、やはりきちんとしてデータを取っておくということであれば、これからそういうものが出てきても、備えがあるということで、我々の町にとってもいろいろな形でプラスになる面があるんじゃないかと思うので、その辺、どうでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

大野町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

ご指摘いただきました風評被害というのは、これは本当に大きな課題ということで、私も考えさせていただきましても、先ほども申し上げました。これはあくまでも、先般の東京オリンピック招致の際に、安倍首相が完全にブロックされていますよという発言があって、これは国の1つの施策として、これは今、国が主導権を持ってき

と対応されるものだろうと、そういうふうに認識しております。ですから、今、議員がご指摘の要するに近隣町村での測定ということも、ひとつあるかと思えますけれども、今はまず、国、そして、北海道がどんな形でそれを対応していくか、それをちょっと注視をさせていただければと思っています。その状況を踏まえた中で、判断をできればと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

町長、今、国の方の安倍総理の発言が出ましたけれども、この前の日曜日のテレビを見て分かったと思うんですけども、いろいろな形の方の意見がありますけれども、あれはあくまでもその近くの海の部分であって、海に流れ出ているのは、止まっていることではなくて、毎日流れているのは間違いないということで、ただ、あの方の説明は、ただ、コントロールしていると言いつつも、それは漏れているタンクだとか、地下水の部分に関しては、あそこの部分ではブロックはできていないということは、まず、いろいろな検証でもって実証されているということで、逆に言いますと、そういうことですから、私は海にこれから流れる部分で、長期的な視野に立って、これを測定しなければだめなのかなと私は考えています。まして、今の部分でありますと、だいたい代表的なヨウ素だとか、セシウムだとか、ストロンチウムだとかありますけれども、これからがそういうものに対する食物もそうでしょうけれども、いろいろな形で我々人間が体に取り入れてしまった場合ですね、やはりセシウムの場合は、カリウムだとか、ストロンチウムならカルシウムとか、分子構造が似ているものですから、前も大間原発のときにも言いましたように、内部被ばくという問題が出てくるんですね。長い間それが蓄積されて、骨や内臓にたまる一方で、それが代謝できないものですから、分子構造が似ているものですから、それをどんどんどんどん取り入れてしまっていて、それが結局、体に悪い、早い話、最後になれば、ガンだとかそういう病気になって現れると心配されるもので、そのために、我々の孫子の代までそういう形が、安全な町であるということと、我々の回りの空・海・山も全部、土地もそうでしょうけれども、全て安全で環境がすばらしいということを実証するためにも、そういう形で進めてもらいたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

繰り返しの答弁になりますけれども、今、町単独で今すぐそれをやらなければならないという、今、認識は持っておりません。というのは、先ほど申し上げました、この汚染水の処理の問題については、国が今、責任を持って対応しようと、それが世界に向けて、安倍首相が公約をしている話ですから、国としてもそれはきちんと処理をするというふうになってくるんだろうと思っていますので、その経過を見極めさせていただいて、今、ご指摘の部分についても、特にうちは一次産業の町ですので、万が一のことがあると、風評被害ということも当然、考えなければなりませんけれども、今の時点では、すぐそれを緊急にということは今、考えておりませんけれども、ちょっと状況を注視させていただければと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。



◎ 5 番 (谷口康之)

そういうふうになってしまえば、堂々巡りになってしまうので、ただ、やはり最後、ここに書いてありますとおり、私は町単独ということは、まず、はっきり言って考えていません。できれば、国・道なりに働きかけて、やはりそれから渡島西部、できれば、道南の町を巻き込んでですね、そういう形の長期的な形で町単独のお金はとっても莫大な金額で、とてつもない時間もかかるだろうし、そういうことで、お互いに連携をしてですね、やはりいろいろな形の情報交換、そういうデータもきちんと町民に知らしめるような形でまず、できないのかなということなんですけれども、同じような堂々巡りになりますが、どうでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、ご指摘ありましたものについては、十分、認識をさせていただいて、機会ある毎にその辺の連携を図れるのかどうか、その辺の対応をさせていただければと思っています。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

引き続き、5番、谷口君。

◎ 5 番 (谷口康之)

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

『小谷石地区における災害時の取り組みについて』

町長の今年度の行政執行方針で小谷石地区の地域振興や防災対策を掲げ地域活動を支援していくこととしているが、8月23日の大雨により涌元・小谷石間の道道の通行止めや小規模ではあるが土砂流失の発生などがあり、住民数十名が一時避難するなどの事態となりました。地域振興や交流事業を推進するにあたって安心・安全ということが、担保されてはじめて可能な事業だと思われるが、今回、大雨により通行止めとなったが、通行止めの時間までに間に合わなかった人もいたようであり、そのような人たちの対応はどのようになっていたのか。

また、長時間避難する事態が発生した場合の食糧や飲料水の確保はどのようになっているのか。お伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

町民の生命と財産を守ることについては、町としての重要な責務であると認識をさせていただいているところであります。今、議員ご指摘の8月の23日の大雨による道道小谷石線の通行止めにより、帰宅できなかつた方がいたことは承知しておりますが、今回は特に町としてそのことへの対応は講じておりませんでした。それぞれ各自で対応していただいたというのが現状であります。しかし、過去には、災害による帰宅困難者、これは高校生でありますけれども、青少年交流センターへ宿泊させたこともあり、更には、気象変動によって吹雪による国道通行止め、それから、災害時に中央公民館に休息させたという措置も講じていることから、小谷石地区への帰宅困難者についての対応については、今までは特にそれに対応する町への要望はありませんでしたけれども、町内会と連携をして帰宅困難者の確認体制を整備することで、希望する場合には、公共施設、これは交流センターになろうかと思っておりますけれども、そこで

待機、宿泊が可能となるような体制を今、早急に整えたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。それから、小谷石地区の地域的な特徴で、食糧の確保について困難がという話でありますけれども、今回は町の方で食糧を確保して現地に届けたというのが現状であります。ただ、今、議員ご指摘のように、小谷石地域というのは、災害時に孤立するということが今、想定がされることから、一定程度の食糧の備蓄を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

まず、帰宅困難者の部分ですね、今回、高校生の方とかそういう方たちは、今、町長説明したとおりに計らってもらったと。ただ、車で来た方ですね、その方が言うには、やはり通行止めになっていても解除するまでの間、どこに我々は待機すればいいのか、そして、その解除されるような事態になるときの情報をどこで我々は手に入れたらいいんだということで、大変、どうなっているんだろうねということで、その方は、どうにもならないから、自分でこもれば温泉に行って、こもれば温泉に入って、時間をある程度、つぶしたという形になったんですね。ただ、そのときもやはり通行止めになっても、入ってきた知り合いの方がですね、私と一緒に行けば、帰れるからということで、その方の後を付いていったそうなんですよ。そして、通行止めになっているときでも、やはりその人が言ったら通してくれたので、私もその後を着いていつて何とかうちに帰れてホッとしましたという言い方されたんですけれども、ただ、その方は、何で私の場合はだめで、その人が通れるのか、何か変ですよという言い方をされたんですよ。そんなことあったんですかと、通行止めになるということは、その方たちもそうでしょうけれども、ある程度、安全が確保できないから通行止めになって、それをその人によって行かせるとか、行かせないということになったら、これは本当に町の管理ではないんですけれども、いろいろな形で責任問題というものが発生してくると思うんですよね。ですから、そういう形できちんと通行止めする場合は、通行止めで、通す、通さないもそうでしょうけれども、きちんとしたあれを決めておいてもらわないと、そういう責任問題も発生すると思うんですけれども、その辺について、町として、今後、どのような形でそういうものに対する、きちんとけじめをつけるようなものをこれから考えてもらわないといけないと思うんですけれども、どうでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、議員がご指摘の特定の人を通す、それから、それ以外の人は通さないという事例があるということは、今、初めて聞かされました。基本的には、いろいろとあるんですよ。交通止めして、警報が解除したんだからもう通せという住民の人方もいるらしいんです。ただ、今、議員ご指摘のように、万が一、それを要するに通すといったら、まず、安全を確保してからでなければ通せないというのが原則だと私は認識しています。万が一、それ一個人の判断で、通したらいいが、そこで災害があった場合、誰が責任を負うということですから、私はそういう事案があるなんてことは、今、初めてですので、それは確認をさせてもらいたいと思います。それで、そんなことがあ

るということであれば、これは質さなければなりませんし、きちんとその辺の待機者の部分の周知というのは、今までは要するに今、ご指摘のとおり、こもれば温泉で時間をつぶしたんだと、そして、自分で判断をとということでもありますので、万が一、そういう帰宅困難者の場合については、役場にまず、連絡をしてくださいと、そして、役場から指示を受けて、そして、確認をさせていただいて、避難が解除された場合については、本人に連絡しますという、そういう態勢がですね、やっぱり必要だと思うんですよ。そんなことも含めながら、今、どういう形でそういう態勢を構築できるか、今、内部で検討させていただいていますので、きちんとした住民周知の方法、ただ、小谷石地域の人ばかりではなくて、要するに民宿を利用して、利用されている人もきついていると思いますので、その辺の対応についてもですね、要するに交通止めがあって、来られない人がこういう人がいるんですよという情報ももらえるような、態勢をきちんと構築した中で、対応をさせていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

ただ、通行止めの部分でですね、やはり我々、こっちの方に住んでいる人間は、そんなに不便を感じない部分があるんですけども、小谷石の部分はやはり町長言いましたように、通行止めがかかって、ああいう町内の特徴があるものですから、ただ、今、言いましたように、やはり町内会の方もそうでしょうけれども、やはり通行止めがかかったときに、モラルと言え言方変ですけども、それは町としても、あそこを通すということになると、結局、やっぱり道道ですから、道の人たちがきちんとチェックをして、本当にこれは安全だから、解除するよということになると、やはり明るい時間にならなかつたら、はっきり言って、極端な話、無理だと思うんですよ。そのためにも、やはり聞いた話ですけども、通す、通さないということで、いろいろな形で通行止めをかけている人たちに対して、現場の人たちにすごい嫌な思いをしたということをちょっと耳にした経緯があるものですから、そういう部分についてもですね、やはりお互いに我慢するところは我慢する、まして、通行止めをするということは、その人たちの生命を守ることをきちんとやっているからそういうことになるのであって、その人たちもやっぱりそういう形のモラルとか、教育とか、そういうものが必要だと思うので、その辺について、どうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、議員がご指摘しております、町民の皆様方のモラルという話を今しましたけれども、先ほどもちょっと申し上げました。要するに、交通止めというのは、住民の皆様方の要するに生命を守るためにそういう措置を取るという話ですよ。ですから、それが判断を要するにキチンとされない中で、要するに特定の人を通すということは、これはあつてはいけないと思っていますので、その辺の徹底は、きちんと土現の方に確認をさせてもらいたいと思いますし、そんな状況がもし、あるとするのであれば、小谷石の町内会の皆様方にもその辺の徹底をしなければならないのかなと思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に2番、木村一君。

◎ 2 番（木村 一）

質問事項、『カキの残渣処理について』

知内町中ノ川地区におけるカキ養殖事業は、安定的な生産を維持し、地域ブランドとして知内産カキの知名度は広く知れ渡っている処であります。しかしながら、カキ殻の処理については、処理業者に委託した場合、生産者負担が大きすぎることから、未だに方向性が見いだせないというのが現実であります。

本来であれば、産業廃棄物の最終処分は各事業者の責任ですが、町の基幹産業ということもあり、廃棄物処理について行政としても何らかの方策を検討する必要があると思いますので、今後のカキの残渣処理の方向性について町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、議員ご指摘のカキ殻の処理については、処理業者に委託した場合、生産者負担が大きすぎることによって、未だに方向性が見いだせないのご指摘でありました。しかし、町としましては、中の川地区の漁業者の皆さんのことを考えたときに、大変、大きな課題であるとの認識に立って今までもあらゆる検討をしてきたところがあります。しかし、残念な結果でありますけれども、その着地点を見いだせないままに現在に至っているということのみならず、認識をいただければと思います。私自身、生産者の負担が大きいくらいが解決の要因だという考え方は、今はしておりません。なぜかと申しますと、平成21年に残渣処理についての検討を進める中で、地元企業からプラントを建設したいとの処理計画案が示されたところがあります。これは議員ご存じかどうか分かりませんが、それで、町としましては、事業として採算が取れるのであれば、町としても積極的に支援をするということで、上磯郡漁協、それから、その申し出がありました地元の企業、そして、町と前向きに検討した経過があります。結果的には、事業計画等で無理があるということで、事業実施には至っていないと、そこから今までの流れであるんです。ですから、まず、そのことをご理解していただいて、ただ、私はこの残渣問題については、中ノ川の要するに生産者の皆様方、漁師の皆様方のことを考えた場合に、これは早い時期に解決をしなければならない重要案件だということはもう引き続き、そういう認識をさせていただいています。その中で、町としての考え方は、もう上磯郡漁協に示してるんですよ。こういうことがあるよ、こういうことがあるよということは示しています。ただ、行政がそこに要するに関わりをあまり持ち過ぎるとですね、またいろいろと問題が出ますので、まず、上磯郡漁協として、浜の生産者の皆さん方がどういう解決策であれば、方向性が見いだせるか、これは上磯郡漁協が方向性を見いだして、そして、町にその方向性を示していただく、それをずっと私は期待をして待っている今、状況であります。このことについても、ご理解をいただければと思います。それで、今、ご指摘の産業廃棄物ということでご指摘がありましたけれども、今、残念ながらと言いますか、漁業者の生産であります。ですから、ご承知のとおり、漁業者が個人で処理しているものは一般廃棄物ですね、ですから、一般廃棄物というのは、処理が大変、面倒であります。ですから、上磯郡漁協として、私が提案しているものは、上磯郡漁協として、要するに陸揚げされたものについては、全て上磯郡漁協が買い上げて、そして、要するにむき身なり、作業をパートとして使ったらどうなんですか、そうすると、事業系のごみ

になりますので、産業廃棄物として処理ができると、そんなことまでいろいろと提案をさせていただいています。その中で、それ以後、上磯郡漁協の方から一切、その辺の打診もありませんし、その辺の取組がどういうふうになっているか、全く今、認識をさせていただいている状況ではありませんので、ただし、先ほども申し上げました、中ノ川の要するに漁業振興、中ノ川の漁業振興というか、上磯郡漁協、4漁協が今、合併していますけれども、今の上磯郡漁協の状況を考えたら、大変、厳しい状況になっています。私は知内の生産者の皆様方が頑張らなければ、上磯郡漁協大変だという認識をさせていただいておりますので、これは避けて通れない案件だと思っておりますので、その辺はご理解をしていただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

町長も避けて通れない認識と、やっぱりこの残渣処理問題については、これからも大変、重要な課題になってくると、認識としては一緒になっているんだけど、やっぱり町長の執行方針の中で、養殖漁業の転換、カキ・ホタテ・マコガレイのブランド化の推進、本町漁業振興と漁家経営の安定ということで、一応、漁協にもそういうふうな打診をしていて、なかなか漁協の方からも効果的な例えば、処理方法だとかないということだけれども、それをやっぱり待っているのであれば、未だかつて前段で、平成21年度ですか、プラント計画終わって、そして、その以前のは、港湾で埋立てで処理したと。それまで膨大なカキ殻がそこに堆積されて、それで処理できたんですけども、それ以降の、今、23年・24年・25年で、何らかの方策で、行政としてもいろいろな可能なできる限りの試験とか、いろいろな選択肢を持って行って、これからもやっぱり話をしていかなければと私はそういうふうに思うんですけども、そして、このカキ殻の当町にある会社でも、いろいろな有効活用だとか、こういうことでいろいろな選択肢を考えてやろうとしているんですけども、なかなかやっぱり効果的な方法が見つからないということで、今の現状に至っているのも、これも現実でございます。それで、私の考えとしては、そのまま例えば、塩分が取れたものを粉砕して、粉にしないで、ある程度の微粒子でそのまま例えば、農地へまいて、これはカルシウムの成分ですから、そういうことも少し含めて、農地へまいて効果がどうなるのか、例えば、農業試験場なり、土壌診断なりを重ねて行って、将来的にそれが有効であるとなった場合は、そっちの方の試験も少し頭の中に視野に入れて、いろいろな選択肢で、やっぱり試験方法で結果を出していくという方向に持っていかないと、そういうこともある程度、漁協の方にも提案したり何なりしていければなど。私の認識では、単純にそう考えるのは、なかなかどういうふうになるのか分からないけれども、できる限り、いろいろな方法で選択肢を持ってということで、町長、その辺はどう考えていますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、議員がご指摘の要するに活用方法というのは、それだけではありません。いろいろと用途があるんです。要するに今、ご指摘の22年度までのカキは漁港内で埋立てをしたということはもう認識しています。それと、23年度以降というのは、年間だいたい500トンと漁組の方から聞いていますので、現在、1千トンくらいの、2

2年度まで処理をした、23年・24年ですから、年間500トンということになると、だいたい1千トンくらい、今あるんだろうというふうに思っています。それで、今、たまたま、ご指摘をいただきましたけれども、漁組は漁組で今、ナマコ礁の試験として、今、ある漁協に提供しているとか、それから、今、上磯郡漁協で新しい制度であります。漁場づくりの水産物多面的機能発揮対策事業ということで、これを計画させていただいていますけれども、このカキ殻を使った漁場造成ということも今、3年間、これはナマコの要するにナマコ礁での試験ということも今、計画の中に含まれています。ただ、処理できる量というのは限られているんです。ですから、今、議員がご指摘の要するに破碎機で、砕いて、それを農地に還元するっていったって、量が半端じゃないというか、その辺があるものですから、これもいろいろと今、私、21年の話をしましたけれども、その中でもいろいろと議論はしております。そのほかに道外でもそのカキ殻というのは、これはどこでも生産地が抱えている課題でありますので、いろいろな取り組みを今しているんです。これはきっと上磯郡漁協でもきっとその辺の情報は掴んでいると思います。私もその辺の情報は把握させてもらっていますけれども、その辺で、なかなかその辺が要するに事業化にならないというのは何が問題なのかということと逆を今、考えているところでもありますので、ですから、先ほども申し上げました、町が放っておくという話でなくて、先般も事業費の2分の1を町が持ってもいいよということとを企業に説明をしていた経過があるんです。ですから、私はその対応をした当本人ですから、私は今の行政を引き継がせていただいたとしても、その課題というのは、重要な課題であるということは、先ほども申し上げました。認識させてもらっています。ですから、もう一度というか、再認識させていただいて、漁組が要するに浜の人方がどういうふうな形でやれば一番負担軽減をされて、要するに経営が安定するののかということをもう一回、真剣に検討をしていただければ、そんな今、思いであります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

町長の言わんとすること、理解はしているんですけれども、なかなか漁組が検討するといっても、資金力の問題いろいろな問題で、簡単にハイそうですかというものはなかなか出てこない。それで、町長が言う、カキ殻の森への再生だとか、今、試験的にいろいろなことをやっているということは自分でも分かっております。それで、なかなか成果出てくるまでは、少量で試験するものですから、なかなか成果が出てくるまで、何年先になるか、これも試験ですから、それは結果出るまではそのまま継続してやっていかなければならないということは、自分も認識しているところでもありますけれども、どうも自分は、カキ殻というのは、このカルシウム成分、有効なものをやっぱり農地でもそれを使えないかというふうな、安易な考えかもしれないけれども、そういう認識はなかなか捨てきれないところがあるんです。それで、それだけの量があっても、例えば、今、知内で転作田、畑で、だいたい250町歩から300町歩の転作田、き畑あります。それで、そのカルシウム成分が有効に使えるのであれば、今の作物の生育に対するそういうものを例えば、散布して、害がなければ、そのまま試験的に良い結果が出れば、そっちの方に処理できる量もある程度、莫大な量の処理ができるというふうに、自分は単純な考えかもしれませんが、そういう認識をしているのですが、その辺のこの試験の方も行政として、漁組と話をし、いろいろな方向

で持っていける考えがあるのかなのか、町長、もう1回、その辺、お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

有効活用ということは、先ほども申し上げました。全国で生産地の皆様方が、今、苦勞をして、いろいろなどという形で今、活用するというのは、もう先進地事例、もう情報として捉えていると思いますので、今、議員が言われましたように、要するに畑地にそれを還元するというお話であります。カルシウム分でありますから。ただ、それが今、要するに中ノ川の要するに漁港に堆積しているものが、すぐ破碎をして、そこに使えるかというのは、これは塩分が含まれているものでありますから、それで、カキ殻であればいいんですけども、残渣というのは、これは厄介なんですよ。殻であれば破碎できるんですけども、残渣というのが、なかなかその辺が要するに厳しいということになってしまったんですよ。21年度の時も。殻は要するに高温で粉末にできますけれども、残渣はなかなかその辺がということが1つの大きなネックとなっていたものなんです。ですから、今、議員がご指摘のように、畑にそれを要するに散布できるということが、もし、議員は今、畑作振興ということでの役員にもなられていますので、試験的にそれをやっていただけるということであれば、これはなかなかそれが効果あるのか、やったことによって、どういう影響が出てくるのかというのが、なかなかやっぱり北海道の草地改良に使えるということもあったんですけども、これもやっぱり基準が厳しくて、なかなか要するにままならなかったという経緯がありますので、もし、そんなことで、議員が自分の畑なり、それから、町内の要するに畑で、そういう実証をしていただけるということであれば、これは方向性として一歩踏み出せるのかなと思っています。ただ、私はいろいろと調べさせていただいたときに、塩分をどういうふうに要するにそれを除くか、2年・3年、要するに長く積み込むことによって、塩分がなくなるということも聞いておりますけれども、実際それが要するに畑地に還元できるかどうかというのは、なかなかやっぱり。ですから、まず、小規模で実施をしてみて、要するに影響がどうなのかということも1つの案だと思いますけれども、この辺については、私は投げておく話ではありません。漁組の方とはその辺、今、せっかく議員が一般質問していただきましたので、私は漁組の方と再度、その辺、どういう形で方向性を見いだす考え方があるのかということ、すぐ漁組の方に話をさせていただければと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

自分の方でもそういう試験的なことをやりたいという思いはあるんです。その辺の認識がちょうど一致したところで、大変、これから一歩でも半歩でも前進できるような態勢を持ってもらえれば、協力は自分は惜しまないつもりでいるので、その辺はご理解の上で、町長、このカキ殻の残渣の処理について、進めていただきたいと思えます。一つよろしくお願いします。私の質問はこれで終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、木村一君の一般質問が終わりましたので、続いて、8番、吉田峰一君。

◎ 8 番（吉田峰一）

質問事項、『災害発生時に対応した避難対策について』

3. 11の震災後、北海道及び知内町においても避難場所や避難ルート等の再検討がなされ、平成24年6月に北海道が公表した「津波浸水予測図」に基づいた、避難施設（場所）や避難ルート等が記載された『知内町津波ハザードマップ』が全世帯に配付された処ではありますが、全町民が全てを把握している状況とは思われません。夜間の停電時など如何なる状況であっても避難できるよう、ソーラー発電等を利用した避難施設や避難ルートが分かる看板等の設置と合わせ、避難施設には発電機や防寒着等の備品整備についても検討が必要と感じます。

これから台風による大雨や暴風、冬場の大雪など自然災害の発生が懸念されますので、町民が安心できる万全な避難対策について町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、8番議員ご指摘の町民が安心できる災害対策を講じること、これは、町の責務として重要であることと考えているところであります。そんなことから、避難所への飲料水、それから、毛布・石油ストーブ等については、すみません、ストーブは抜かれていますけれども、平成23年度から計画的に整備していることについては、議会の皆様方に説明を申し上げているところであります。ご指摘の避難施設や避難ルートが分かる看板等の設置についてということでもありますけれども、今、ご指摘いただきました新たなハザードマップのもとに設置場所を検討して、今定例会において、その設置費について補正議決をしていただいたところでありますので、早急に対応をしたいというふうに考えております。それから、2点目の夜間の停電時の対応についてでありますけれども、今、ご指摘のありました施設での照明灯の確保ということでもありますけれども、平成26年度予算、来年度予算で避難施設への食糧の備蓄の他に毛布を200枚、それから、石油ストーブ26台、これは各町内会、2台ということは今、想定させていただいています。それから、照明用の発電機の配備についてもですね、計画を今しているところでありますので、今、ご指摘いただいたものについては、できるものについては、平成26年度の新年度予算で対応をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

2つほど大きな点を一応、納得したところでございます。ただ、この度の補正予算の中で、避難路の看板があります。サイズの私が想像していたよりも小さいなど、電柱等に巻き込むんだという状況と、若干の反射鏡等々の光を得ながら、反射して、看板を見せるんだということでございます。私としてみれば、せっかくこの230万円も掛ける看板でございますので、この看板がダメだというわけではございません。これはこれで利用していただいて、なおかつ、この看板の付近に例えば、ソーラーでやれるような電気をつけてね、その看板の一時、看板がここにあるのよ、これから避難場所へ行けるルートなのよという道路の入り口に立てたらどうかなということでございます。その辺について、まず、お聞きします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）



ご指摘の停電のあった場合については、やはりその辺の看板の設置をしたとしても、なかなかそのルートが確認できないということの考え方からのご指摘だと思っておりますけれども、まずですね、要するに新しいハザードマップを町民の皆様方に配付をさせていただきました。その町内会毎にいろいろと意見を聞かせていただいて、避難路の設置、それから、避難場所の確保については、これは町内会の皆様方の意見を最大限聞かせていただいて、新しい対応を取らせていただいたという今、認識をしております。そんなことから、まず、海拔表示、それから、避難経路、それから、いろいろと課題がありましたものですから、今回、予算を付けさせていただいたというのは、議決いただいたのは、まず、取っ掛かりとして、災害が発生した場合については、そこにルートがあるんですよということを町民の皆様方に知っていただくための措置であります。ですから、今、心配される、要するに停電になった場合に、看板がどういうふうになるかというのは、その辺の状況というのは、確認させていただきます。それで、今、ご指摘いただきましたハザードマップは配られたんですけども、町民の皆様方、全てその理解をしているかというのは、うちらもその辺はPRをしていかなければならない立場でありますけれども、今、指示をしているのは、先般、小谷石地区48年の大雨災害の40周年の法要を執り行われております。そんなことから、従来まで、それを契機にして防災訓練というのは各地域でやられてきておりました。それで、今、担当に指示しているのは、新しいハザードマップができて、避難ルートも新しくなると。避難施設も新しくなったということでありまして、来年から計画的に町内会、各町内会毎に防災訓練をしようとして、その中で、地域の皆様方が万が一、災害が発生した場合については、うちの地域では、ここが避難ルートだということに参加をしていただくことによって、承知をしていただけたらと思っておりますので、その段階で、どうしてもそこに光が必要だと、明かりが必要だということでありまして、今後、検討事項として考えさせていただければと思っておりますので、まず、今、早い時期にやれるものからということで、やらせていただいております。それで、26年度で先ほど申し上げましたけれども、照明用の発電機もその辺も検討したいというふうに答弁させていただきましたので、そんなことをご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

分かりました。ちょっと避難訓練の話が出たものですから、今日の道新でございます。駒ヶ岳の避難ルートの件は新聞に載ってましたので、私が多分、知内町の町民5千弱の人間がどのくらい避難場所、自分の地区であれば、多少なりの理解はできるけれども、例えば、何らかの用事で来て、他地区、例えば、他部落へ行ってたときの避難ルートというのは、ちょっと分からないんじゃないかということもありまして、その新聞を見ると、七飯町であっても、81歳の無職の母さんが、こんな避難ルートがあったのかなと、はじめて避難訓練をやったら分かったと、今日の道新に載っていたものですから、多分、知内でも町民でも私は数字はどの程度か分かりませんが、相当いるのでなかるうかなと、こんな懸念もしています。ですから、この七飯町みたいなバスを大々的な避難訓練でなくても、ある程度、町内会、もしくは、いろいろな形、小さな形でもいいですから、その地区の避難訓練等を町がリーダーとなって、訓練をお願いできたらなど、まず、1つ、お願いをしておきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

その避難訓練については、先般、教育長とも協議をさせていただきました。まず、海に近い知内高校、それから、知内小学校・中学校、それから、幼稚園、ここをまず、スタートにしたらどうなんだろうという協議をさせていただきましたので、今、ご指摘のように、まず、健常者といえますか、動ける人はいいんですけども、どうしてもやっぱり、避難、お手伝いが必要なお年寄りの人方の対応ということが、1つ大きな課題としてありました。ただ、先般、小谷石地区のことですけれども、避難勧告したときに、いち早く地域の皆様方がお年寄りの人方を自分の車に乗せて、旧矢越小学校に運んでいただけたという、これは大きな災害を経験した地域だからこそ、きっとできたんだろうと思っています。ですから、その訓練をやることによって、弱者の皆さん方がどういう形になるのかということは、これから大変重要な課題だと思っていますし、それから、子どもたちを如何に素早く避難をさせるかというのは、これはいろいろと外の議員方からもご指摘いただいていますので、まず、26年度のはじめの訓練は、この地域に特定して、そして、一緒に子どもたちの避難、それから、地域の皆様方との避難計画を組ませていただければと思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

それで、もう1、2点聞きたいと思います。今、町長が避難勧告をしたということでございますけれども、私の知っている範囲内では、避難の中にもいろいろな段階がある。避難準備・避難指示・避難勧告、そして、今、9月1日から気象特別警戒だとか、そんな状況が出ていますので、僕の勉強不足でございますけれども、避難準備・避難勧告・避難指示、順序ありますけれども、その辺は行政が指示するんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

それは町民の生命、財産を守るという、町が要するにそういう責任を負っていますので、町の指示であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

それでは、例えば、そこの地区、そこの地区によって、降水の量も違うし、雪の状況も違う。いろいろな状況が出てきます。多分、コントロールしているのは、役場庁内の中でやっていると思います。担当がいて。ただ、いろいろな例えば、小谷石地区・中の川地区・湯の里地区、各々、状況がバラバラだと思います。その辺の把握を改めて行政の人間が出て行って、それを確認するということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

まず、行政がやるべきことは、警報が出ましたら、職員が要するに待機をします。

それで、雨量計というのは、今、各地域にありますので、その雨量計を町の方でネットで今、全部調べられますので、その要するに雨量が今、言うように、小谷石が降っていて、こっちが要するに降らないということがあるんですよ。今、ゲリラ豪雨と言って、先般の中ノ川の洪水だって、元町地区は全く雨量が少なくて、中ノ川だけに集中するという、これは間々あることであります。ですから、こちらは要するに警報が出た場合については、災害担当は役場に出向いて、そして、その情報収集をまず、すると。その中で、雨量が100ミリを超えると、先般は、要するに170ということでもありますけれども、それは計測できますので、判断ができますので、その段階で町長が避難命令ということになるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。ただ、今、言うように、準備から避難勧告どういうふうになるというのは、それは、状況です。状況に応じて、このまま要するに長時間、この雨量が続くということになると避難をしなければならないですから、準備をしてくださいということになると思いますので、その辺もご理解いただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、吉田君。

◎ 8 番 (吉田峰一)

それでは、次に冬場の問題について、大雪の件でございまして、ちょうど道東の方で1年ちょっと経ちますか、何名か犠牲になりまして、道南はそんなことはないだろうと思っておりますけれども、道南であっても、結局、国道228号線、1年ほどか2年前に通行止めになりました。通行止めになって、その中で吹きだまりに突っ込んで事故に遭ったという例はないんですけれども、その辺について、道路は通行止めになるんですよという考え方の上で、当然ながら緊急事態、例えば、病人を輸送する、例えば、死傷者が出た等々において、この町道であろうと、農道であろうと、例えば、住宅地があるところについては、その辺の除雪体制、もしくは、その救助体制というのは、それも担当職員が出て行って確認してからですか。その辺はどうなんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

交通止めというのは、国道でありますので管轄外であります。要するに国道を管理する、要するに部署でというか、機関でその辺は判断をします。ですから、小谷石は道道でありますので、土木現業所が管轄であります。そんなことも含めながら、その辺は要するに国道でありますと、開発建設部です。要するに道道でありますと、今の土木現業所ということになりますので、その辺の連携というのは取れるんですよ。取らなければならないということで、これは前回の吹雪の段階で、要するに交通止めになった時に、要するに子どもたちがどうするんだということも議論をさせていただきました。その辺は、要するに情報はいただけますので、ただ、今、言うように、除雪体制どうするという話になりますと、これは知内町の中ノ川で交通止めがかかったと。裏の農道を通ろうとしても、要するに吹きだまりで通れないという場合には、うちの要するに重機を使って、道路を解放するということはですね、お互いの要するに機関として、連携を取りながら対応しておりますので、ただ、余りにも要するに吹雪が長時間で、出ることによって二次災害があればということもありますので、その辺は十分に判断をさせていただきながら、対応をするということでご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

町道が吹雪によって通行できないという状況であると、当然ながら、二次災害も発生する危険性があるので、除雪はしませんということですね。ということは、当然ながら、何らかの措置で、そういうことがあってもその道路は使えないから見ているだけということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ちょっと私の説明不足なのかもしれませんが、見ているだけという表現ではありません。その辺の状況を見極めて、要するに吹雪がやんで、重機を出せるということであれば、それは対応します。ただ、吹雪で視界が全く聞かない中で、重機を要するに町道を通すためにというか、雪をどけるために重機を出すと、そんな危険なことはしません。それは要するにうちらがきちんとその辺の状況を見極めた中で、そして、重機が出れるということになると、その指示をするということでご理解をいただければと思います。ですから、現地は職員が必ず確認をさせてもらっています。現地に出て。それで、状況を見極めながら、要するに重機が出せるかどうかの判断は、これは庁内の災害対策本部の中で、その辺の対策を練る、方向性を出すということでご理解をいただければと思います。

◎ 8 番（吉田峰一）

分かりました。以上で終わります。どうも、ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、次に3番、山田顕君。

◎ 3 番（山田 顕）

質問事項、『知内町の秋さけ資源回復のための対策』

今回、「知内町の秋さけ資源の状況と課題」ということで、渡島さけ・ます増殖事業協会の専務理事、柳元孝二先生と渡島定置漁業協会の会長の2人のご講演を拝聴して、本町の『ふ化放流事業』の不安定さと、更には資源回復の将来展望を聞かされた時、暗雲が立ち込めるのを禁じ得ないものがありました。

古来から、知内川にさけ・ます・いわな・やまべ・あかはら等多くの魚類が遡上して豊かな知内川が構成されており、知内橋だけでなく、新橋やしおざい橋、いたる所の橋の上からさけの姿が眺められ、実にすばらしく、近隣町村でも最も豊かな川を持っている町だと自負していたのだが、そうではなかった。実に残念でなりません。

町長も既にこの事はご承知のことでありましようが、知内ふ化場の事業用水は井戸水を使用しており、水量不足と水温が高く、稚魚の成長が早いことから計画数の稚魚を放流適期まで飼育することが困難で、早い時期に放流する為に、その結果として、回帰率・資源量がともに低下している。

こう分析して、新たな流水占用の申請をし工事を行うということですが、水以外にも原因がある様で、もっと広範囲な調査や分析が必要ではないのか。又、北海道大学等と連携して、学術的な調査・研究も必要ではないのか、町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

大野町長。

## ◎ 町 長（大野幸孝）

今、3番議員がご指摘の知内川のさけの回帰率、低くなっているということ先般というか、昨年、さけます増協の協議会の総会に渡島の理事として、首長の代表として出席をさせていただいて、初めて状況を聞いて、びっくりしましたというか、どうして、今までそういう課題を放っておいたのかなという、率直な考え方であります。というのは、上磯郡漁協の組合長も理事としてずっと出ていたんですよ。そういうことであるんだったら、その情報というのは、地元の行政に情報を流していただけたことによって、きっと打つ手が早くできたのかなという、そんな思いでいたんであります。そんなことから、今、議員がご指摘のように、知内川に対する思い、これは議員に負けないだけ私はそういう認識を持たせていただいて、いろいろと環境は変わってきておりますけれども、豊かな川であるということは、私はそういう要するに変わりはないと、そんなことから、まちづくりの基本方針の中に、知内川の復元ということ盛り込ませていただいているところであります。そんなことから、北海道に対しても、知内川の河川環境整備に向けた調査であります。それから、今、ご指摘の知内さけますふ化場の機能回復、これも要望をしているところであります。継続中です。その成果としてですね、本年度、長年の課題でありました、重内頭首工に先般、議決をいただきました、魚道設置が実現するという事になっていきますし、更には、先般、北海道新聞に出ていますけれども、これは北海道新聞の6月24日の新聞であります。さけ稚魚放流の適期探るということで、知内川と釧路川、これを1つのモデルとして、その適期を探るための調査を北海道もしていただけているという今、形になっています。そんなことから、私は先ほど申し上げました、知内川の復元、これはアユの住める川づくりというか、これを積極的に今、継続して進めていきたいと思っていますし、北海道の方も町長が町事業で魚道を設置したということで、真剣に知内川の復元に取り組んでいるということを担当が認識していただいていますので、私は5年、10年かけて、知内川の復元に努力したいというふうに思っています。その中で、今、ご指摘の井戸を今、使っていることによって、水温が高くて、成長が早くて、適期を逃しているということは、これは私も増協の協議会、総会に出させてもらって、初めて知ったことであります。それが原因で、要するに今、ご指摘の知内川にさけの群れが見えていたやつが、今、ほとんど見えなくなってしまうし、魚体もすごく小さくなってしまっているんですね。そんなことから、各地域に行きますと、町長、八雲だけでなく、何で知内町にハナマガレを復活させないんだという意見も実はあります。そんなことも含めて、今、いろいろと課題が出てきましたので、先般、柳元専務が言われていると思いますけれども、本流から要するに取水をすると。温度が低い水を引き込むことによって、井戸水を要するに温度を下げられると。そうすると、適期までそこで抱えておけるということのきっと説明があったと思いますけれども、私もその説明を聞いていますので、何とかその事業を成功させてもらいたいと思っています。それで、基本的には、きっと1億3千万円という事業がきっと説明されていると思いますけれども、2分の1については、今、国からということだと思います。あとの要するに2分の1をさけます増協が果たして、全て抱えられるのかどうか、その辺はきちんと計画を見極めさせてもらえればというふうに思っているところであります。

それと、もう1つ、来月中に知内川の今、復元ということになりますと、やはり各関係機関にそこに参画していただいて、協議会を立ち上げたいというふうに今、室長の方に準備をせという今、指示もしていますので、その中で、今、ご指摘いただきま

した、学術的な調査、研究も必要でないかということでもありますので、その構成の中でそこに、そういうものに精通している方も今、組織の中に入れようとしていますので、総合的に何とか早い時期に解決して、知内のさけますふ化場というのは、渡島で断トツなふ化場でありましたので、それが今、最低の回帰率ということは、ちょっと寂しい話でありますので、全力で取り組ませていただければと思っています。

それと、もう1つ、先ほどちょっとハナマガレという話をしました。ある時期からギンケに変えたということは、きっと説明を受けたのかどうか知りませんが、私はそういう認識をしています。それで、先般、知内町のさけ定置網振興会の会長といろいろと話をさせてもらいました。それで、現実的には、浜の人方どういう考え方なんだ、ギンケを求めているのか、ブナを求めて、ブナであっても要するに卵を多く抱えたそういうサケを求めているのかということもですね、ちょっと話をさせてもらっています。ですから、その辺もきちんと浜の皆様方の考え方、そして、上磯郡漁協としての今後の取り組み方、これをきちんと見極めた中で、対応をしていければと、そういうふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、山田君。

◎ 3 番（山田 顯）

頭首工をしてですね、そして、水の量を増やして、そのことによって、水温も下がるという、それで、さけの遡上に適期な時期に稚魚を放流できると、それで、さけが復元するんだと。知内川が復元すると、このほかにですね、その水の問題、水温の問題だけでなしに、何かこの間、定置網の堺会長と個人的に話をしたときにですね、まだ別なことがある、こんな話をしていたんです。ということは、何か知内川のさけに、不純物というか、付着物が付くんだと。それと、またその水を増やすことによって、水温が下がって、そして、適期に放流すれば、さけがたくさん遡上するんだとこう言っていますけれども、なかなか昔の状態に戻らない問題があると。これは西山昭利さんが組合長の時代からですね、堺会長と話合いをしていたことらしいんですけども、そういう課題が残っているという話なんです。それには、やはり川のもので、保全環境とか、それからまた、さけのもので、海の方の環境状況、これらも検証する必要があるのではと、そんな話をしておりました。それで、私は今、協議会を立ち上げる中で、学術的なものも、そういう機関も入れて、組織をしたいという話をしたので、安心したんですけども、そういう意味で、私はやっぱり知内川の復元のためには、水の問題が解決して、それで、万事オッケー、知内川が戻ってきた、復元するというのであればいいんですけども、ちょっとそこには何か問題がまだ残っているような可能性がありますので、だから、それも含めてですね、ひとつ考えてもらえればなど、そのように思っておりますが、もう一度、お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほど申し上げました、さけます増協の理事として、私、そこに参画させていただいていますので、その辺の状況というのは、いろいろと水産試験場の場長の皆様方もそこに参画していますし、いろいろとその辺の今、言われるように、本当に井戸水の水温が高いことによって、病気が発生するのか、その本流から取水することによって、温度を下げると病気がなくなっていくのか、その辺は分かりません。やって見なければ

ば分からないと思っていますので、これも少し短期間にすぐに回帰率が上昇するという話になってもらえれば、すごく嬉しい話ですけれども、この辺は十分にそのの理事として参画させていただいたときに、いろいろと意見を述べさせていただいて、その辺のアドバイスをいただきながら、何とか情報を的確に捉えさせていただいて、対応していきたいと思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 3 番 (山田 顯)

それでは、1問目の質問を終わります。町長、知内川の復元をお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次の質問をお願いします。

◎ 3 番 (山田 顯)

質問事項、『地元中小企業の育成強化』

近年、本町の中堅企業（中小企業）があいついで倒産している。

これ以上倒産したら、雇用が失われ町に大きな打撃と損失を与え、更には、人口減少に拍車を駆けることになりはしないか。

その為の対策は何か必要ではないのか、手を拱いているだけでなく、何等かの手を打たなければならないと思うのだが、それともすでに打っているのか、町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、議員がご指摘のように、なかなか厳しい状況にあることは、私も憂慮しているところであります。それで、然らば行政として、手を拱いているだけでということでもありますけれども、議員、ご理解をいただきたいのは、私はこの立場に就かせていただいてから、地域経済を活性できなければ、元気な知内の実現というのはあり得ないだろうということで、いろいろと元気な知内町実現のために施策の展開をさせていただいていると、努力をさせていただいていると、そう思っているところであります。その一例を挙げさせていただきますけれども、林業振興であります。これは、全く新規の取り組みとして、地材地消の促進を図るために地元で搬出されます、間伐材を活用したいという、私なりの考え方でありまして、その前段として、教員住宅を今、4戸地場材を使って建てさせていただきました。初年度については、ちょっと制度的なことがありますので、制約がありましたので、思うような地場材の間伐材の利用はできませんでしたが、2年目、構造材93パーセント、外壁100パーセント、これは間伐材を使わせていただいています。そんなことも含めて、更には、決算審査の中でもちょっと触れさせていただきましたけれども、林業振興の中で、中学校・高校のイスと机の更新、これも天板を使って、今、取り組ませていただいているということと、それから、今年度から実施しました、住宅建設等に対する地域材活用住宅助成制度、それと、今、間もなく工事着手になります、町民プール・学童保育の合築事業でありますけれども、これも地場材をということで、いろいろと新規の取り組みをさせていただいているというふうに思っているところであります。そして、更には、庁舎の熱源、それから、今、新しくなる町民プールの熱源として、木質バイオマスということも、議員の皆様方の理解をいただいて、今、進めさせていただいております。そのほかに林業振興ということで、路網整備、林道というか、その事業も今、取り組ませていただいて、私は今、その中で言うと、林業振興の予算、おおよそ6億円を予算

計上をさせていただいているところでもありますので、それに関連する企業の経営上は、きっと効果があるんだろうと、そんな今、判断をしているところでもあります。ただ、私が林業振興ということで、軌道に乗りかけた時点で、今、ご指摘のありました、地元の木材加工業が営んでおりました企業がですね、経営困難に陥ったということで、大変、残念な結果になりまして、私もその情報を聞いて、大変、驚きましたし、従業員のことについても、大変、心配をしていたところでもありますけれども、先般、新会社として、新たに経営を再スタートするという正式な話をいただきましたので、安どしているところでもあります。そのほかにもいろいろと商工振興での部分、それから、今回、今定例会で、先ほど議決をいただきました、新規の企業育成、それから、創業者の支援対策ということで、150万円の予算を議決していただきましたので、そんないろいろと取り組みをさせていただいているところでもあります。そのほかにも、土木業の人方ということで、普通建設の単独事業、これも庁舎改修含め、それから、町道改良、それから墓地公園等々、約4億円の予算を議決していただいておりますので、大変厳しさの続く町内の経済状況でありますけれども、引き続いて、地域の皆様方が元気になるように、そんな取り組みをさせていただいています。決して手を拱いていることではありません。私なりにやれるものについては、やらせていただいているということで、ご理解をしていただければと思います。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、山田君。

◎ 3 番（山田 顯）

町長の雇用対策については、今、町長言うまでもなく、更には、今日、議決された、新規企業など支援事業や広く農林水産業、商工観光事業など、従事者、団体を対象とした各種産業における特産品の開発支援などにも補助金を取ったり、ふるさと創生事業、それから補助対策事業の拡充案を議会で提出された。これら事業を起こすための起業家の育成しようとしている、このことは理解できます。しかし、地元中堅企業が今後、倒産するとですね、先行きが心配されます。町の過疎化に拍車をかけます。したがって、安定した経営対策を可能にすることが、今、町長が話したいろいろな工事の話もしましたから、そういったことでは、私の思いが解決するのかなと、そんな気はしますが、ちょっと付け加えさせてもらいます。1つには、企業が活力が見いだすための具体的な支援、これは今、町長、それから、やる気のある企業を支援し、挑戦への活力を生む政策、こういうことが私は歓迎したい。したがって、行政と議会と企業が一体となって、この企業を倒産しないようにするためですね、今後ですね、そういう模索をする時代が来たのではないかと。町長は既に手を打っているというけれども、また更にですね、行政と議会と更に企業がそういった話合いを、元気のつく企業にするための話合いが必要なのではないかなと、そんなことを提案したいなど、そう思っていますが、町長、もう一度、お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、先ほども前段で申し上げました。まず、地域の経済が元気にならなければ、元気のある町だときっと言えないと思っていますので、そのご指摘の部分については、私も同感でありますので、積極的にと思っています。それで、先ほど、ちょっと林業振興なり、それから、普通建設部の単独という話をさせてもらいましたけれども、こ



れは一過性で終わってしまうと、なかなか地元の企業の皆様方が経営の要するに先行きが安心できないと思っていますので、私はできるだけその事業を継続できるものについては継続をしたいというふうに考えている今、ところであります。ですから、当然、それは新規事業ということは、財政を考えなければ、無駄に町民の皆様方の負担を強いるという話になりますと、これはやっではいけないという、これは私の信念であります。ですから、新規事業を組む段階で、できるだけ補助制度を使いたい。そして、住民の負担を軽減するような形での新規事業をとということで、模索をさせていただいていますので、是非、その辺、継続して何とか取り組んでいければと。その中で、話合いということをお願いいただきましたけれども、是非、13町内会、足を運ばせてもらっています。まちづくり懇談会、そういう人方の意見をですね、是非、言っていただければ、新年度予算に反映できるものについては、積極的に反映をしたいという、そういうスタンスで出向かせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

◎ 3 番 (山田 顯)

それでは、以上で終わります。町長、期待していますので。

◎ 議 長 (伊藤政博)

それでは、最後になりました。6番、泉 政栄君。

◎ 6 番 (泉 政栄)

質問事項、『高齢化社会への対策について』

高齢化社会と言われて久しいが、町内では特養ホームに入居希望しても叶わない人が増えて来ており、町としても対策について色々検討されていることとは思いますが、グループホームもその対策の一つではないかと考えます。

今後、更なる高齢化社会を迎えるにあたり、知内町としてはどのような対策を進めようとしているのか町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、特養ホームの入居希望をしてもかなわないということのご指摘であります。その手立てということで、グループホームということのご指摘であります。まず、しおさい園に今、入所を希望している町民の状況をお知らせしたいと思います。これは9月の20日現在でありますけれども、63名のうち、早急に入所が必要としない軽度の要介護1と2の人が28名、44パーセントを占めているということをも、ご理解をいただければと思います。また、中重度の要介護3以上の方は、35名であります。既に入院や他の施設に入所をしておりまして、その方を除いた方は、17名いるという状況になっています。その17名のうち、8名が既に短期入所を利用されているということでもあります。そんなことから、今、しおさい園の特養に入りたいという待機でありますけれども、22年度以降、15名程度がその推移をしているということがありますので、私は今、議員がご指摘の入居希望してもかなわない人が増えているというご指摘でしたけれども、中を精査しますと、軽度の要介護の1と2の方が要望しているということで、そういうふうにはかなわないという判断をされているのかなと、そういうふうには思っておりますので、うちらとしましては、そういう必要な方については、そんなに時間をかけないで、入所、今、できているという今、時点では判断をさせていただいております。ただ、その辺の見解はきっと議員と違

のかもしれませんが、私は今、担当の方にしおさい園の状況なり、それから、今までの状況をきちんと精査した中で、今、こういう形での答弁をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。それと、その入所希望がかなわないということで、グループホームもその1つの対策ではないかということのご指摘でありましたけれども、これはですね、議員、特養ホームとグループホームの入所利用者が全く違うということでもあります。特養が入れないから、グループホームを作れば、それで解決するという問題ではありませんので、その点についても、ご理解をいただければと思います。特別養護老人ホームというのは、常勤スタッフが生活支援から介護サービスまでの全てを提供する施設でありまして、常時の介護が必要な高齢者が対象であります。今、しおさい園には、57名の定員を持っているということでもあります。それから、ご指摘のグループホームというのは、認知症の高齢者が少人数でより家庭に近い状況で介護や支援を受けながら生活する施設で、費用は介護保険サービス利用の場合については1割、住居費・食費・その他費用を入居者が負担ということになりますので、隣町の木古内の施設については、約12万円程度の負担をさせていただいて入居しているということでもありますので、特養ホームに入居を希望している人の中で、認知症の高齢者で自己負担も多いことから、なかなかグループホームを希望する人は少ないのではないのかなというふうに、そういう認識をさせていただいているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。ただ、私の行政執行の中に、管内でグループホームを持っていないのはうちだけあります。ですから、基本的には、今の状況を見極めた中で、認知症の患者の皆様方が増えた中で、グループホームが必要だという判断をした場合については、これは実施をしないということではなくて、その状況を見極めさせていただいているということで、ご理解をいただければと思います。ただ、先般の介護保険の運営協議会の中で、町長は要するにグループホームということを行行政執行の中に入れていくけれども、それは軽々に進めてもらっては困るんではないかという意見もあるんです。なぜかと言うと、介護保険料にその部分が上積みされることがあります。ですから、その辺もきちんと見極めた中で、グループホームの必要性については、引き続き、検討をさせていただければということでご理解をいただければと思います。

それから、2点目です。更なる高齢化社会を迎えるにあたって、知内町としてどのような対策を進めようとしているかということのご指摘であります。現在の介護保険事業計画は、第5期です。平成24年から26年度までの事業を実施しているところでありますが、その計画の中にも特養ホームの新增設、それから、グループホームの新設等は、その計画の中には、今、盛り込まれておりません。ですから、将来的にそれが必要だということであると、ただ、今、知内町の方で、他町村のグループホームに入居している人が今、10名現実的にいるんです。ですから、その辺もきちんと見極めた中で、次期の第6期の中で、その辺の対応ができればなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、泉君。

◎ 6 番 (泉 政栄)

今の町長のお話の中で、ちょっと順番おかしくなるかもしれませんが、今、この質問した趣旨というのは、27年からの6次の介護事業計画ですか、それにまず、具体的に、しかも、もう直ぐにでも、かかれるような気持ちを持って、事業計画を盛り込

んでほしいという思いで、この質問をしております。そして、話を戻しますけれども、私の取材したところでは、誰から聞いたといえ、後で問題になるかもしれないので、誰とは言いませんが、介護度3以上が55名いらっしゃるそうです。入居希望で。このうち、36名が知内町の在住者で、残り19名が、町外の方だと伺いました。ですので、これだけの人数がいらっしゃるのであれば、例えば、町長の執行方針の中に、グループホームを検討しますというような文言がありましたので、それを参考に、このグループホームをいろいろ調べました。そしたら、この出だしが、認知症の方を対象に最初は始まったそうです。ワンユニット9名で始まりました。ですから、認知症だけの方が9名揃えば、このグループホームというのは、町の許可で、それから、厚生労働省の監査によって、町の許可と厚生労働省の監査によって、それは運営できると。ただ、運営者がいればの話ですが、幸い知内町にも特養ホームをやりたいという方もいらっしゃいますし、そういう意味では、話は早いかと思ったんですが、今、町長がおっしゃったような費用が結構、個人負担の部分なんですけれども、結構、かかるらしいんですね。安いところでも、これは建物の費用を除いたからこういう金額になるというところでも、9万円ほど個人負担がかかると。函館なんかだと、13万円とか、そういう金額にもなるという話なんです。ですから、これだけの金額を個人で負担できるというのは、これはこれでなかなかこれからの高齢者にとって、明るい話題ではないのかなというふうな思いがしてきました。このグループホームを提案したのは、今、言ったような町の許可と、それから、少人数で9名以下でワンユニットということですから、少人数でそれも進められるということですよ。だから、いいのかと思ったんですが、この認知症というのがちょっと問題なのですが、更に調べていきますと、地域密着型というのもできますね。グループホームで。これはいろいろな種類がございまして、例えば、9人ワンユニットではなくて、29名のグループホームも可能であるということでございます。ただ、問題なのは、今、言ったように個人負担が多いということで、ちょっと本当に町長も今、真剣に検討してくれるという話ではございましたけれども、本当に真剣に考えてもらって、グループホームがいいのか、それとも、非常に枠を取りづらい、特養ホームの枠を今のうちから早めに申請して、それを他町に先駆けて認可をいただいて、進めていくというのも1つの方法かなと思います。個人負担の費用面を考えると、やっぱり特養ホームの方が私は有利だし、高齢者の笑顔も明るく出ていけるんじゃないかと思うんです。今、何でこんなことを言うかと言いますと、65歳以上の高齢者が、今、4人に1人、25パーセントになりました。今年の25年の総務省発表ですね。これが75歳以上になると、今、12パーセントなんです。今、65歳以上の人が、そのまま10年経つと、75歳になって、25パーセントという単純計算ではそうなるのかなと思うと、ちょっと大変な高齢化社会になってくると思いますので、本当にこの次の事業年度の計画にですね、早急に真剣に取り組んでいただきたいと思います。笑顔あふれる知内町、こういう町にするのは、子どももにぎやかに元気でいっぱいいて、そして、高齢者も町ですれ違っても明るい顔をしているというような知内町にしていければと思っています。ですから、これは本当に早く対応しないと、後で今、手を拱いていたら、後でもう大変だとか、笑顔あふれない町になってしまうかも知れませんので、その辺のところをもう一度、お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

高齢化対策、これは本当に町の重要な案件だということを理解させて、認識をさせていただいていますので、ただですね、今、議員がご指摘の特養の増床について、早く手を挙げたら、その部分が認可もらうというのは、それはないんです。実は北海道圏域、それから、道南圏域、南渡島の圏域の中で、果たして待機者が何人いるかということが、その計画に盛り込まれるということなんです。うちが今、こういう待機者がいるから、要するに5床なり、10床増やしてくれと申請したらすぐ認可がもらえるという話ではないんです。これは全域でどのくらいの待機者がいて、要するに均衡を図るために、要するにどこの地域については、どれだけ増床を受けますよということで、これは、全体の中で仕組みられる話ですから、早く手を挙げたから増床ができるということでないということだけ、ご理解ください。ただ、今の状況からいって、先ほど申し上げました、今の待機者からいって、知内町の高齢化率、それから、将来的な今の待機の状況をこれは的確に捉えさせていただいています。その中で、増床が必要だということであれば、これはその中でその中で組み入れさせてもらって、そして、組み入れることによって、国からの支援をいただけますので、これは自分たちでやろうという話が民間企業であるんですよ。それは、圏域を無視してやろうということがありますので、それは国からの支援は全く受けられないと。ただ、自己資金でやれる社会福祉法人は、函館市内でもいろいろとあると思いますけれども、基本的には私は圏域の中できちんと計画の中で盛り込まなければ、新規事業というのは、これはあり得ないというふうに思っています。ですから、その辺も含めながら。それと、グループホーム、今、指摘がありました。先ほど言いました。私はずっとグループホームの建設、そして、他の議員方からもグループホームを検討してくれということだったので、私も渡島管内の状況を見ると、グループホームというのは必要なのかなということと、認知症の患者の皆様方が毎年増えていくということも聞かされていますので、私もそういう認識をしています。ただ、直ぐですね、許可は直ぐやって建てられるということなんですけれども、その負担ですよ。負担が果たして可能なのか、そして、それを建てることによって、介護保険料が要するに高くなるということもこれはですね、皆様方の要するに理解をしていただかなければ、軽々にやりますよという話にはならないと思っていますので、その辺は十分に議論を進めさせていただいて、今後、どうあるべきか、的確に判断をさせていただければと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

今、申請したからといって、簡単に枠が認可にならないと。それは私も分かっているつもりですので、ご理解をしていただきたいと思います。どうして、そんなことを言うのかというと、先ほども言いましたように、高齢化が進んで、65歳以上が4名に1名、25パーセントですね、これが20年後になりますと、3名に1名になります。さっきも話したんですけど、今、65歳が25パーセントいたのが、10年経ったら75歳が25パーセントになるのかという単純計算はちょっと分からないけれども、そのくらい恐ろしいことになっちゃうんですね。ですから、本当に26年度でまた介護事業の検討に入るわけですけども、そのときにもう真剣に話していかないと、遅くなっちゃうと思います。そういう老婆心、私も65歳になりましたので、老婆心でもないけど、老爺心で申しております。それから、介護の負担、介護

費の負担が増えるというのは、これは国民健康保険も同じだと思うんですね。保険事業は全部そのようなこれからの対策を練っていかないといけないので、介護料が上がるからといって、じゃあ、事業をやめちゃおうというわけにもいかないでしょう。どうしても、高齢者増えますので。ですから、今から真剣に取り組んでいきましょうということです。枠のことは、先ほどお話しましたので、後、本当は特養ホームの枠を獲得できれば、一番、私は良いと思っています。グループホームも言いましたけれども、やっぱりちょっとこれは特養ホームの枠を取っていただければ、許可になるのであれば、そちらを進めていきたいと。どうしてそんなことを言うかと言うと、高齢化社会に入っていきますから、国の方でも今のままで良いというわけではないと思うんですよね。ですから、こういう今の状況から打破するようなタイムリミットと言いますか、もうこれ以上は無理だろうという、タイムリミットもあると思うんですよ。その辺のタイムリミットは、町長、どのようにお考えになっているか、良かったらお聞かせください。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

どこで判断をするかという話でありますけれども、先般、2040年の人口推計、高齢者率、それから、人口減少率、議員も道新に載ってましたので、その辺はご承知のことと思いますけれども、北海道全市町村、179市町村のうちの高齢化率が一番高い町村については、渡島西部の3町です。ワースト3です。松前・福島・木古内です。その中で、うちが今、その179市町村のうち112番目です。ですから、先ほど言いました。確かに今のうちの高齢化が進むということはありませんけれども、ほかの地域がまだまだ高齢化率が進行しているということもご理解していただければと。それで、先ほども言いましたけれども、うちだけがそしたら、増床できるかということにはなりません。何回も言いますけれども。これは要するに南渡島圏域での高齢化率、それから、要するに介護認定者数、それから、特養の待機者の部分、この辺も含めた中で、その枠が充てられるということでもありますので、ですから、私は決して高齢化が進む中で、ただ見ているという話ではなくて、当然、それは将来的にうちの人口を想定した中で、それから、高齢化がどんな形で進むのかというのは、これは行政を進める中では、的確に判断をしなければならぬと思っていますので、その辺はきちんと捉えた中で、第6次の計画の中に盛り込まなければならないものについては、きちんと盛り込もうと思っています。ただ、先ほど言いました、特養をその中に盛り込めるのかどうかというのは、その計画する団体で、当然、北海道内でのそういう調整もありますし、渡島圏域での部分もありますので、その辺は町独自で増やしてください、直ぐやりますよという形にはならないということだけ、ただ、計画の中にその辺をきちんと情報を、そして、状況を見極めさせていただいて、第6次の計画を組ませていただければと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、泉君。

◎ 6 番 (泉 政栄)

最後になりますけれども、やっぱりこの行政執行方針の中に、高齢者が生きがいを持って社会参加できる仕組みづくりをするというふうにも謳っておりますので、是非、

その方向で進めていっていただきたいと思います。それから、今、国の方はですね、居宅介護、できれば、家で介護をしてもらいたいというふうに進めておりますし、今のままではちょっとまずいという、まずいという表現変だな、今のままでは済まないというふうに感じているんだと思います。居宅介護を進めていくということは、やっぱり介護しなければいけない人が人数が増えていますので、できれば居宅介護にして、その施設を作らなくてもいいような方向を目指しているんだと思いますけれども、私たちだってピンピンして死ぬときはコロッと死ねれば、すごく良いとは思うんだけど、なかなかそんな人生なんて思うようにいけば、そのくらいすばらしい人生はないんだけど、なかなか思うようにいかないのも人生ですので、町の方としても、私たちはこのような対策を今、練っていますよというふうな気持ちをどんどん表にアピールしていけば、今の枠じゃちょっと難しいんじゃないかと、それぞれの町に今、中学校1つに、特養ホーム1個の割合で、割り当てられるというふうに聞いていますけれども、1個じゃもう済まない時代も間もなく目の前に迫っておりますので、次の先ほど町長もおっしゃいましたけれども、26年度の事業計画の中には、是非、積極的に私たちは取り組んでいるんだというふうに進めていってほしいと思います。7年後には、オリンピックがあります。もう知内町の高齢者の方、みんな元気でピンピン、オリンピックを見ることができるよう、明るい知内町、高齢者も明るい笑顔をしているような知内町に進めていってほしいです。町長は、子どもを今、できるだけ増やそうとしている気持ちがこちらにも伝わってきます。子どもがいるとすごいにぎやかだし、やっぱり私たちも生きがいを感じます。そういう子ども達を見ている私たち高齢者、私も高齢者になりますので、高齢者もそれを見て笑顔になれますので、ただ、子どももなかなか増えない状態ですので、後顧の憂いがないような対策を町でも取っていますよというふうにしてくれれば、我々も安心して住みやすい知内町に住めるんじゃないかと思っておりますので、そのような気持ちであります。町長、もう一度、気持ちをお聞かせください。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほども別な議員方の一般質問で答弁させていただきましたけれども、元気な知内町実現のために今、6番議員が指摘して、子どもからお年寄りまで、そういう暮らしやすい元気な知内町実現のために、これからも引き続き頑張らせていただきますので、ご理解をいただければ。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで一般質問を終わります。

傍聴者の皆様には、夜分遅くまで傍聴していただき、誠にありがとうございました。本議会は、只今、第3回定例会の開催中でありまして。明日は、平成24年度の決算審査を行う予定となっておりますので、是非とも、時間がございましたら、明日の傍聴をしていただくようお願い致します。今後とも議会に対して、変わらぬご支援ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで延会します。どうも大変、ご苦労様でした。

（ 延会 午後 8時21分 ）